

平成22年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成22年6月21日（月曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問
第3 議案第58号 平成22年度美唄市一般会計補正予算（第2号）

◎出席議員（16名）

議長	内馬場 克 康 君
副議長	谷 村 孝 一 君
1 番	吉 岡 文 子 君
2 番	森 川 明 君
3 番	五 十 嵐 聡 君
4 番	高 田 正 則 君
5 番	高 橋 幹 夫 君
6 番	阿 部 義 一 君
7 番	長谷川 吉 春 君
8 番	米 田 良 克 君
9 番	白 木 優 志 君
10 番	小 関 勝 教 君
11 番	土 井 敏 興 君
12 番	本 郷 幸 治 君
13 番	紫 藤 政 則 君
14 番	林 国 夫 君

◎出席説明員

市 長	桜 井 道 夫 君
副 市 長	板 東 知 文 君
総 務 部 長	藤 井 英 昭 君
市 民 部 長	岩 本 良 一 君

保健福祉部長兼福祉事務所長	中 川 直 紀 君
商工交流部長	中 井 英 雄 君
農 政 部 長	須 田 正 毅 君
都市整備部長	山 口 隆 慶 君
市立美唄病院事務局長	高 倉 雄 二 君
消 防 長	霜 田 公 法 君
総務部総務課長	大 崎 聡 君
総務部総務課総務係長	村 上 孝 徳 君

教育委員会委員長	白 戸 仁 康 君
教 育 長	安 田 昌 彰 君
教 育 部 長	前 田 敏 和 君

選挙管理委員会委員長	後 藤 泰 彦 君
選挙管理委員会事務局長	秋 場 勝 義 君

農業委員会会長	佐 藤 博 道 君
農業委員会事務局長	林 忠 男 君

監 査 委 員	扇 谷 均 君
監査事務局長	鎌 田 覚 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	岡 嶋 博 文 君
次 長	中 平 匡 司 君

午前10時00分開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

10番 小関勝教議員

11番 土井敏興議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

4番、高田正則議員。

●4番高田正則議員（登壇） 平成22年第2回定例会に当たり、大綱2点につきまして市長及び教育長に質問いたします。

大綱1点目は、建設行政について市長にお伺いいたします。

その1点目は、建設産業の現状についてであります。建設業は土木、建築、設備を初め、多くの業種にわたっており、また、関連する業種も多く、すそ野の広い産業と言われております。季節労働者などの雇用の受け皿としても地元雇用に大きく貢献しており、また、災害発生時の対応として、市と災害応急対策業務に関する協定を締結するなど、市民の安心・安全にも寄与しているところであり、建設業が地域に果たしている役割は大きなものがあると認識しているところであります。

しかしながら、厳しい経済環境の中、公共工事の削減や建設事業の低迷により、建設業及び関連産業は大きな影響を受けております。これら建設産業の現状についてどのように把握しているのか、お伺いいたします。また、今後の対策などのお考えがあればお伺いいたします。

その2点目は、住宅改修促進助成制度についてであります。高齢者の方が安心して住み続けられる住まいづくりと居住環境の向上を図るための住宅改修促進助成制度は、平成2

0年度から始められ、本年度で3年目を迎えております。制度が市民に浸透し、利用が増加してきているとお聞きしております。

本年第1回定例会での同僚議員の質問に対する市長のご答弁では、平成21年度の実績は助成件数が建築・設備・建具合わせて40件、助成金額が727万8,000円、工事費用が3,750万円とのことであります。本年度は5月6日から申請受け付けが開始されているということですが、現時点までに受け付けた本年度の助成件数、助成金額、工事費用などについてお伺いいたします。また、今後の見通しについてどのように把握しているのかお伺いいたします。

その3点目は、市内建築物の耐震化についてであります。地震発生の可能性が低いとされている地域においても大地震が頻発し、いつ、どこで地震が発生してもおかしくはない状況にあるとの認識から、国においては、平成27年度までに耐震化された住宅及び多数の方が利用する建築物の割合を9割に引き上げることを基本目標としたことから、耐震化の促進を目的とする耐震改修促進計画の策定などを盛り込んだ耐震改修促進法が平成18年に改正されているところであります。美唄市においても耐震改修促進計画を策定中とのことですが、市内における建築物の耐震性の現状についてお伺いいたします。

その4点目は、市営住宅、道営住宅などの公営住宅の入居状況についてであります。市営住宅、道営住宅への入居は、複数応募があった場合、抽せんにより入居者を決定しており、なかなか抽せんに当たらないというお話もお聞きしているところであります。市営住

宅及び道営住宅の管理戸数、入居率についてお伺いいたします。また、これら公営住宅の公募の状況、応募の状況についてもお伺いいたします。

大綱２点目は、教育行政について教育長にお伺いいたします。

その１点目は、東栄小学校と東小学校の統合についてであります。東栄小学校と東小学校の統合については、来年４月の統合を目指して、固定的な動きを始めるとお聞きしているところでありますが、これまでのＰＴＡなどとの話し合いの経過や、今後の統合に向けた取り組みの内容についてお伺いいたします。

その２点目は、学校施設の整備についてであります。学校施設の整備については、本年度耐震化事業に取り組まれています。施設老朽化に伴う教育環境の整備も喫緊の課題であると認識しているところであります。耐震化事業は施設全体にかかわる事業であり、他の施設整備等を実施しにくい事情もあろうかとは思いますが、学校施設設備の改修に対する考え方についてお伺いいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 高田議員の質問にお答えします。

初めに、建設行政について、建設産業の現状についてであります。平成１８年の事業所・企業統計調査における市内の建設事業所数は１２６社で、その割合は民間事業所数の１０．４％、従業員数は１，３７８人で１４．０％を占めており、本市の産業の中であって、雇用の確保や社会資本整備等の面において大きな役割を担っているものと認識しております。

す。

建設業の最近の経営状況等につきましては、市では美唄市内の事業所における経営状況及び設備投資状況などの事情を把握し、今後の商工業行政推進のための基礎資料として経営・設備投資動向調査を毎年実施しております。昨年の調査結果では、建設業からの回答事業所数３７社のうち売上高が前年と比べ減少と回答したものが４３％となっており、一昨年の調査結果と比べて２０ポイント改善されております。また、売上高が増加したとの回答は一昨年ゼロだったものが２２％あり、これは昨年、国の経済危機対策などによる交付金などを活用し、公共事業の発注に努めた効果が大きな要因になっているものと考えられます。

しかし、建設業は依然厳しい経営状況にあるものと考えておりますことから、市といたしましては、今後とも国や道の経済対策の動向を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、住宅改修促進助成制度についてであります。平成２２年度の受け付け状況は、５月末現在、バリアフリー改修が１３件、断熱・防寒改修が１６件、合わせて２９件、助成予定額は５１０万９，０００円となっております。業種別では、建築関係が８社、１８件、設備関係が１社、１件、建具関係が３社、１０件で、工事費用といたしましては４，２００万円となっております。平成２２年度は申請件数が前年を上回るペースとなっていることから、今後については申請状況を見ながら、必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、市内建築物の耐震化についてですが、現在、当市におきましては、美唄市耐震改修促進計画を策定中であり、その中で民間住宅の総数は約1万1,800戸と推計しており、そのうち耐震性の住宅は約8,300戸、耐震化率は約70%となっております。また、市有建築物については、耐震改修促進法に規定する病院や学校など特定建築物が合わせて36施設あり、そのうち耐震性のある市有建築物は27施設、耐震化率は75%となっております。

なお、公営住宅の入居状況については都市整備部長から答弁させていただきます。私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 都市整備部長。

●都市整備部長山口隆慶君 私の方から公営住宅の入居状況について、御答弁申し上げます。

6月1日現在、市営住宅16団地、管理戸数1,084戸で、入居率は約95%、道営住宅につきましては2団地、管理戸数は170戸で、入居率は約94%となっております。

平成21年度の市営住宅の公募回数は5回、公募戸数53戸に対して、応募者数は146名、倍率は約2.8倍、道営住宅の公募回数は1回、公募戸数4戸に対して、応募者数は30名、倍率は約7.5倍となったところがあります。また、本年5月の市営住宅の募集については、公募戸数8戸に対して、応募者数は33名、倍率は約4.1倍でありました。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長安田昌彰君（登壇） 高田議員の質問にお答えします。

初めに、東栄小学校と東小学校の統合についてであります。東栄小学校につきましては、年々児童数が減少し、今後も児童数の増加が見込めないことなどから、東小学校との統合による配置見直しが必要であるとの考えを平成20年12月、東栄小学校PTA役員にお示しし、そのうちPTAの皆さんと3回の懇談会を開催し、意見交換を行ってきたところであります。

教育委員会としては、本年4月30日に開催したPTAとの懇談会において、今年度、完全複式学級となり1年生の入学がない状況の中にあって、子どもたちのよりよい教育環境の整備を図るためにも、来年4月の東小学校との統合に向けた話し合いを行っていきたいとの考えを改めて示したところであります。その後、保護者間で協議が行われ、今年5月19日に、保護者の皆さんから統合についての承諾書の提出をいただいたところがあります。こうしたことから、6月3日には東栄小学校区域の地域住民を対象に、6月14日には東小学校教職員を対象に説明会を開催したほか、6月28日には東小PTAを対象に説明会を開催することとしております。

今後においては、両校児童の交流授業を進めるなど、今後設置する統合準備委員会を中心に来年4月の統合に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、学校施設の整備についてですが、学校施設は児童生徒等が1日の大半を過ごす活動の場であり、その安全性を確保することが急務であることから、本年度は、耐震化の推進を最重要課題として整備を行っているところであります。次年度以降については、

老朽が著しく大規模な改修を必要とする施設、設備が多いことから、文部科学省の学校施設整備の基本的指針やこれまでの改修経過、学校等の要望を踏まえ、これらの解消を計画的に実施するために関係各課と調整を行いながら、改修計画を策定し取り進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 4番、高田政則議員。

●4番高田正則議員 一通りお答えいただきまして、ありがとうございます。自席から3点再質問させていただきます。

1点目は、市内建築物の耐震化についてですが、お答えいただいた推定値によりますと、民間住宅1万1,800戸のうち耐震性のある住宅が8,300戸ということは、約3割3,500戸の住宅は耐震性が不足していると考えられるわけですが、これら住宅の耐震化率を平成27年度までに基本目標値の9割に引き上げるための施策については、どのようにお考えかお伺いいたします。

また、市有建築物のうち耐震化されていない9施設については、今後どのように対応されるのかお考えをお伺いいたします。

2点目は、公営住宅の入居状況についてですが、倍率の高い住宅、低い住宅、応募のない住宅もあるかと思いますが、応募において特徴的なことがあればお伺いいたします。

また、市営住宅について補修や改修が必要との指摘をお聞きするところではありますが、今後の整備及び管理方針についてのお考えをお伺いいたします。

3点目は、東栄小学校と東小学校の統合に

ついてであります、子どもたちがスムーズに4月を迎え、東小学校で過ごしていくことができるよう、統合準備委員会を設けて対応されるということではありますが、その組織の構成と役割についてお伺いいたします。

また、東栄小学校の施設は耐震性が確認されているとお聞きしており、ぜひ有効活用を図るべきと考えますが、跡利用に関しての考え方についてもお伺いいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 高田議員の質問にお答えします。

初めに、市内建築物の耐震化についてであります、民間の建築物においては、耐震改修に関する相談、情報提供体制の確保や、市民の要望に応じて戸建て木造住宅を対象とした簡易耐震診断を支援するなど、市民へ広く建築物の耐震や地震・防災について周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、市有建築物9施設の耐震化についてですが、今年度、小中学校5施設については、耐震改修工事を実施することとしており、残り4施設につきましても、今後、財政状況を勘案しながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、公営住宅の応募状況と今後の整備等についてであります、建設年度の新しい団地については、応募倍率が高くなっている傾向にあります。今後、整備及び管理につきましては、公営住宅の長寿命化と維持コスト縮減につながることを目的とした美唄市公営住宅ストック活用計画及び公営住宅長寿命化計画に基づき、必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長安田昌彰君 高田議員の質問にお答えします。

統合準備委員会についてであります。東栄小学校、東小学校両校の教職員と保護者、教育委員会の職員で構成し、教育課程に関すること、交流事業に関すること、PTA組織に関することなどを検討することとしております。また、統合に当たって、両校の特色やよさを生かし、新しい東小学校を築いていくという気持ちを持っていただくことも役割のひとつと考えております。

次に、東栄小学校の跡利用についてであります。今後、地域の皆さんのご意見を伺いながら、庁内で組織する学校適正配置庁内検討委員会などにおいて、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員（登壇） 2010年第2回市議会定例会に当たりまして、私は教育行政について、行財政運営について、議員等の市政に対する関与への対処についての以上3項目について、教育長並びに市長に質問をしたいと思います。

最初に、教育行政についてであります。その1つ目は、学校給食事業についてであります。食育基本法や学校給食法等の法律に基づきまして、現在美唄で行われております小中学校を中心とする学校給食事務に関しまして、現在抱えている課題、あわせまして、従来から私何度か指摘をしておりますが、学校

給食費の徴収管理を公会計に移行するという事について、そろそろその時期だろうと、その必要性について、以下、具体的にお尋ねしたいと思います。

最初に、学校給食事務の現状などについてであります。その1つは、学校給食センターの給食実施状況でございます。食数とか、現在給食センターでどんな体制で行われているのか、この辺の実施状況等が1つ。

2つは、給食センターの設置条例とか、それを受けた施行規則では、根拠が明示されておられませんけれども、任意の組織として自主的に、学校給食の内容に関する実行部隊と言いましょうか、これらをつかさどる学校給食運営協議会が、自ら要綱を定めて活動してる訳でございますが、これらの活動状況について、このことにつきましては、予決算等で内容が資料として出されていない内容でございますので、これらに関してどんな内容になってるか、お答えをいただきたいと思います。

3つ目は、冒頭申し上げました学校給食費の公会計移行に関する前提として、現在の徴収管理の状況でございます。給食費は運営協議会で単価等が決められ、そして、そこを母体にして各学校が徴収をし、滞納等の督促等、徴収事務にも当たっているというふうに伺っておりますけれども、その徴収管理に関して状況についてお答えください。

4つ目は、児童生徒数、これから減少というふうに承っております。この7年間の今後の見通し見ましても、小学校・中学校とも200、100の減少と300を超える減少ということが言われておりまして、建物の施設等も老朽化が進むでしょうし、現状が維持で

きるのか、そんな心配もするわけですが、委員会としてこの学校給食を続けていくために克服しなければならない課題をどのように押さえておられるか、お答えください。

給食事業の2つ目でございますが、学校給食を実施するためには経費がかかるわけでございます。予算・決算で出てきますのは、施設のセンターの運営費、人件費、それから、運営協議会等に対する補助金等があるわけでございます。一方、給食に係る食材費等に関しましては、父母負担ということも言われております。この際、改めまして、実施するために必要なすべての経費、これらの負担区分、それと、その法令の根拠をお示しいただきたいと思ひます。

学校給食事業の最後でございますが、私は長い間、議会にかかわっております。最初にこの問題取り上げましたのが、PTAの役員をしてるときでございました。なぜ、PTAが滞納者の給食を納めることができないご家庭にお邪魔をして、そして、給食費を徴収に歩かなきゃならんのかなと、素朴な疑問があったわけでございますが、これらを少しでも改善するために、たまたま生活保護の受給のご家庭では、給食相当が保護費に換算をされるわけございまして、これらを本人の委任状を取って天引き徴収と、こういうことも一歩前進ということで取り組んだらどうかということを提起したのが最初でございました。

現在、さまざまな経過を踏まえて、現場の御努力をなさってるようでございます。専門の徴収員も配置をして、適正な徴収事務に当たっているというふうにも聞いてございますが、いかんせん、私会計でございまして、地

方自治法なり、それから地方自治法を受けて、さまざまなルールが、会計ルールというのが公会計ですとそれが適用になるわけでございますが、私会計であるが故に、なかなか市民全体のものとして目に触れていかないという現状がございます。

既に、公会計を実施したという先進事例を承っておりますし、県を挙げて公会計ということで進めているところも承知をしてる訳でございます。これらの状況を市教委としても情報として把握をしておいでになるというふうに思うわけでございますが、これらの徴収管理を私会計から公会計に移行することについて、私はそうすべきだろうというふうに思うわけでございますが、現状の考え方について、教育長のお考えをお答えいただきたいと思うわけでございます。

教育行政の2点目でございますが、学校における国旗・国歌の指導のあり方についてでございます。このことについて、具体的にお尋ねしたいことは、今年の予算議会、2010年度の各会計予算を審議をします予算審査特別委員会、3月の、これは16日の審査の日でございましたが、道議会での発言というものを受けて、この委員会の場で、2人の美唄の予算委員会の委員さんから、これをテーマとした発言がございました。一連の話は、その場でのやりとりで、私はその場で予算審査特別委員長をやっておりましたので、つぶさにその状況については、やりとりのポイントは把握をいたしました。なお、その後、具体的にそのときの要点筆記の会議録も見させて頂いて、そして、詳細にその内容について検証したわけでございます。検証すればする

ほど一体何だったのか、事の重要性ということに気がついたというか、頭にきたというか、言葉悪いですけどもそんなふうになりまして、私どもの会派は、議会を終わりますと、定例会ごとに会派報告を出しております。その中に極めて過激な表現でありますけれども、「狂った道教委」と、市教委じゃございませんよ、道教委というタイトルでこの問題についての私の評価と言いましょうか、これを載せたわけでございます。さまざまな反響がございまして、これらについてさらに、このままではいけないという立場で、この際、お尋ねをするわけでございます。

そのときのやりとりの中で、3月9日、そして11日、これらの流れというものは、出されたわけでございますが、少し振り返る意味で、3月の9日、11時58分に道教委から、これは局を通じたのか何かわかりませんが、電話かファックスか何かもわかりませんが、ここに調査の依頼があった以降、3月9日のその日の18時まで、その依頼に対する調査内容について報告をした、まず経過、少しく分かり易く、振り返って1つお答えをいただきたい。

あわせて、11日等の動きもあったわけでございます。その後、さらにまた、道教委からの調査が4月に入ってから入ったというふうに伺っておるわけでございますが、その後の動き、これらはどうなっているのか、そして、服務監督権を持つ美唄市教育委員会としてこの事案にかかってあるべき対処というのは何なのか、これらを1つ議論をしたい、こういうふうに思いまして、以下お尋ねをしたいと思います。

1つ目、道議会において不適切指導があったという情報、これを受けて調査した結果、事実が認められなかった。調査した結果、そういった事実を認めなかった。委員会のやりとりでは最終的な事実がなかったという表現にもなりましたが、この判断に至る経過、先程、総括的に申し上げましたこれらの経過とその後の動きを具体的にお答えください。

2つ、教職員の服務の監督、これは、地方教育職員の組織及び運営に関する法律がございまして、あわせてそれを受けた規則やらそれぞれの市町村における市町村教育委員会におけるルール等もございまして、定めがあるわけでございますが、この教職員の服務の監督と、道教委、法律では文科省からの調査というものも法律の条文の中にあるわけですが、このケースに関しまして、調査への報告義務と、これは3月16日の質疑の中で当時の教育長から地方自治法、もしくは地教行法の中に報告をしなきゃなんんということが決められてるから報告をしたんだというような趣旨の御答弁があったわけでございますが、その法的な根拠、条文ですね、これらをお答えをいただきたいと思います。教育行政に関しては、以上でございます。

大綱2つ目は、行財政運営についてお尋ねをいたします。

その1つは、財政健全化計画の推進についてであります。2009年度の決算概要から財政健全化計画にどんな影響が出るかを中心に、少しでも財政健全化に資する取り組みとは何か、その考え方につきまして、以下お尋ねをいたします。

1つ目、2009年度の各会計の決算概要、

本定例会の初日冒頭に市政報告で概要が示されたわけでございます。5月末日の出納整理を受けた決算概要でございました。その中で、一般会計3億、実質的には2、3千万の実質収支の黒という事が報告があったわけですが、これら、当初の財政健全化計画と比して改善をした要因という事と、今後の財政健全化計画にどのような影響が出てくるか、この辺、これから分析をなさるでしょうが、現時点でどのような御認識とご判断をされているのか、この辺をお答えいただきたいというふうに思います。

決算概要の2つ目は、市立美唄病院事業会計でございます。これも同様に若干の改善がなされたということで報告があったわけですが、一般会計と同様、その要因と計画への影響についてお答えいただきたいと思います。

健全化計画の2つ目は、財政健全化計画の推進管理への市民参加、あわせて表現とすれば、私は市民統制という表現をしてる訳ですが、これらの取り組みについて伺いたいと思います。このことにつきまして、私は機会ある度に申し上げてまいりました。健全化計画ができて、それを机の引き出しに入れるのではなくて、生きた計画としてそれぞれが常にそのことを頭に入れて財政運営を行うと、そんな立場からも、このたびのように予期せぬ、予期してたのかもしれませんが、財政の好転があった。その際、じゃあどうするのか。先程も同僚議員の質問に対しまして、財政状況を勘案して考えたいというようなお話もなされた訳でございます。その都度、財政状況を勘案して考えるということもやり方の1つな

のかもしませんが、これでは、財政健全化計画が計画どおり、どう実行されるかということが担保されない。当然、仕事は動くわけにありますし、状況の変化もある、国、道、それから市税等、一般財源、地方交付税の動きもあると。不慮の災害等もある。これ予期せぬ問題は問題としても、計画をどうするかという視点がなきゃならんわけでありまして、このために、この計画を常にチェックする、そしてあわせて、計画推進に当たっての基本的なものの整理をした上での市民統制の取り組みということが大事だということを指摘をいたしました。最近の広報に、推進管理の市民参加をしていただける市民の皆さんの公募の記事が載ってございました。ようやく動き出したんだなというふうに感じたわけですが、これら現在の取り組み、どのようになさろうとしてるのか、この辺はお答えをいただきたいと思います。

それから、健全化計画の推進の3つ目でございますが、4つの財政指標、新しい地方公共団体の財政の健全化に関する法律で定められました4つの財政指標と、それと企業会計、美唄の場合は病院の資金不足比率でございますが、この決算概要を受けて計画等の見込み、細かな数字はこれからはじくわけですが、押さえておられるのがあれば見込みがどうなるのか、初日一般質問の同僚議員の質問では、公債費負担比率が早期健全化団体の25に近い数字ということが予定されるようなお話も出ておりました。こんな把握もされていると思いますので、この辺の現状、抑えられる範囲で結構ですから、まず見込みとあわせまして、他の自治体に比して美唄の特徴

は何か、どういうふうに整理をしておられるのかですね。

新しい法律ができるその前、夕張の問題が起きたときは随分新聞も連日のようにこの地方公共団体、自治体の財政問題を取り上げてまいりました。美唄も常にその話題に入っておりまして、さて、しかし一方、この美唄というのは、この財政状況で係数から見る、指数から見る特徴っていうのは何なのか。この際改めて御認識を伺いたいと思います。

健全化計画の推進の最後でございますが、私は3月の第1回定例会で、この債権管理に関しまして一般質問をいたしました。マックスで、ここ数年10億を超える各会計全体の、言わば本来納めるべきものが市に対して納まっていない、そういうお金があると。直近でも9億を超える、そういう額がある、非常に大きな額でございました。開拓記念厚生会館の弁償金のことと、それからドックランに係る補助金の返還未償還、この問題を主に取り上げて議論いたしました。今回の指摘はこれらの債権回収に当たりまして、それぞれ所管する原課、ばらばらの回収ではなくて、美唄市として各会計を網羅した債権管理の一元化というものを取り組むべきでないだろうかということへの提言でございます。このことにつきましては、お答えをいただいてから、また少しく議論をしたいと思いますが、既に、先進事例の取り組みも報道されてございまして、一定の成果出ているというふうに認識をしている訳でございます。これらに関しまして、昨日、今日出た議論ではございません。以前から言われている内容でもございますので、どのようなご認識を持っておられるのか、ど

う取り組まれようとしてるのか、お答えをいただきたいと思います。

大綱3点目、最後でございますが、議員等の市政に対する関与への対処についてでございます。前々回の統一自治体選挙の直前の議会でございますので、平成15年の議会だったかと思いますが、美唄市も美唄市議会議員の政治倫理条例というものを制定いたしました。議員提案でございます。この中に議員が市政へ関与をしたり、口利きをしちゃいかんと、そういうことをルールとして定めたわけでございます。これら行われた場合に、議員が牽制し合う、そういう内容も決めました。しばらく時間を経過をいたしまして、この間、いろんなことがございましたけれども、これらに対して、私はこの条例の制定後、2006年か、そのくらいだったでしょうか、ルールを定めなさいということを申し上げたわけでございます。条例でうたってますが、これは議員の問題でございまして、議員の縛りであります。しかし、これを受けるのは、多くは市の職員が多いわけでございますから、こういった場合のルールを定めなさいと、2人で対応しなさい、記録を残しなさい、こういうようなことをご提言申し上げまして、実施に向けて検討するということをして市長が答えられたというふうにも記憶をしているわけでございますが、これらがどういう処理というものがルール化されているのか、この辺、取り組みの現状と私の発言を受けたその後のルールをどう作られたかということについてお尋ねをしたいと思います。

2つ目、これは具体的に何か背負ってるとか、こういう事例があるのかということとは全

くないわけですが、せっかく定めた倫理条例でございます。この3条に抵触する恐れがあるかなというような、こういう事例があるのかどうなのか、口利きの事実があるのかどうなのか、どのように把握をしておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

この場での質問は以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長安田昌彰君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、学校給食事業についてであります。今年度の年間給食日数は190日を見込み、1日当たりの給食数は小学校1,245食、中学校726食、へき地保育所109食の合計で2,080食、年間延べ食数では39万5,200食を見込んでおります。また、給食業務は給食センターにおいて午前の調理業務が13名、午後の洗浄業務11名で行っており、主食の炊飯業務及び給食の配送業務については、業者委託により実施しております。

次に、学校給食運営協議会の活動状況についてであります。協議会は、PTAや学校関係者で構成し、美唄市学校給食運営協議会会則に基づき、給食費会計の運用処理及び運営費の管理を行っており、その事務処理については学校給食センターで対応しております。

次に、学校給食の徴収管理の状況についてであります。給食費は給食を提供した翌月に学校給食センターから各学校へ請求し、各学校は保護者から収納した給食費を給食センターへ納めることとしております。また、給食費に未納が生じた場合は、学校が保護者に対し督促、納付相談を行うなど、収納に努め

ておりますが、年度を繰り越した給食費の未納分につきましては、学校給食センターが引き継ぎ、臨時徴収員と学校給食センター職員により対応してるところであります。

なお、給食費の収納状況を平成21年度で申し上げますと、給食費総額は1億0,904万円で、このうち未納額は約139万円、未納率は1.2%となっており減少傾向にあります。

次に、課題についてであります。施設の老朽化が進んでいることから、今後、計画的整備が必要のほか、給食費の未納率が減少傾向にありますものの、保護者負担の公平性の観点での課題があると認識しております。

次に、経費の負担区分についてであります。設置者が負担すべきものとして、学校給食法第11条及び同施行令第2条の規定では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や、業務に従事する職員に要する人件費等となっております。また、保護者が負担すべきものとして、学校給食法第11条第2項の規定では、設置者の負担する経費以外の学校給食に要する経費となっており、本市では、食材費のみを保護者の負担としております。

次に、公会計への移行についてであります。学校給食は児童・生徒の心身の健全な発達と食生活の改善に寄与しており、本市においても学校給食を生きた教材として活用し、地産地消の観点から地域と密着した新鮮な食材の活用を図るなど、生きる基本である食育の推進に重要な役割を担っているものと考えております。学校給食は、かつて自校方式で行っていましたが、その後、センター方式

となっても私会計で行ってきたことによる事務処理の透明性や、保護者負担の公平性などの課題があります。公会計と私会計では、公会計の方が、より学校給食に係る事務の透明性の向上や保護者負担の公平性の確保は図られると言われておりますが、何よりも学校給食を継続的・安定的に運営するためには、学校給食費の未納を発生させないことが重要であると考えております。公会計に移行した自治体においては、私会計のときと比べて収納率を下げたという先行自治体の実態もあることから、基本は公会計の方向としつつも、あわせて収納率を下げない仕組みづくりなど、その方策も含め、今後、会計方式を変更した場合の執行体制や、財政面など検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、学校における国旗・国歌の指導のあり方についてであります。教員の国旗・国歌の指導に関する調査につきましては、本年3月に開催された道議会において、空知管内の学校で国旗・国歌について不適切な指導があったという内容の質問に関して、3月9日と4月30日の2回にわたり、道教委から空知教育局を通じ、調査の通知があったところであります。3月9日の調査につきましては、これまでの道教委との関係では、事前に文書をもって行われており、今回の調査方法は口頭でという極めて異例な通知でありましたが、道教委との関係で報告義務があることから、学校現場が混乱しないよう配慮しながら、校長を通じ、調査を実施したところであります。調査の結果、そのような事実はなかったことから、空知教育局にその旨を報告したほか、後日開催した教育委員会議にも報告したとこ

ろであります。また、4月30日の調査に関しても指摘のあった不適切な指導は確認されなかったことから、5月7日に空知教育局に報告したところであり、その後における通知等はないところであります。

次に、道費負担教職員のサービスを監督するのは市町村教育委員会となりますが、今回の調査については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項の規定に基づき、報告したところであります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、行財政運営について、2009年度決算概要についてであります。一般会計では約3億2,000万円の実質収支黒字となり、主要要素としましては、現在分析中ですが、一般財源ベースで申し上げますと、歳入では、地方交付税で約8,600万円の増、歳出では、老人福祉施設入所措置事業の利用者減など扶助費で約5,000万円、道路維持除排雪事業で約4,600万円、利子負担の減により公債費で約2,000万円、早期退職や育児休業、給食の増などにより職員費で約6,800万円、下水道会計、介護保険会計、後期高齢者医療会計など、特別会計への支出金で約6,300万円の減のほか、燃料費など施設管理や事務の効率的な執行などにより黒字が生じたものと考えております。

次に、病院事業会計については、計上損益では計画に比較して2,379万8,000円の利益増となり、このことから、平成21年度の不良債務解消額は3,790万1,0

00円で、計画より2,513万2,000円多く解消できる見込みとなったところであります。主な要素としましては、収益では、入院患者と新型インフルエンザワクチン接種者の増加などにより260万7,000円の増、費用では、職員の年度途中退職による人件費や燃料費、委託料、賃借料など経費の縮減により、計画と比較して2,119万1,000円の減となっております。

収支改善による財政健全化計画への影響としましては、連結実質赤字比率と将来負担比率の改善のほか、1億6,100万円の財政調整基金への積み立て及び財政健全化計画の早期実現に向けた対応などを検討することとしており、財政収支見通しも改善されるものと考えております。

次に、財政健全化計画推進市民委員会の設置についてであります。10名以内の公募委員で6月末ごろから10月上旬まで5回程度会議を開催し、財政状況の現状把握や財政健全化計画の進捗状況を確認・点検するほか、今後の計画の進め方について議論し、提言としてまとめていただく予定であります。

次に、財政健全化法の各指標については、現在、決算数値とあわせ策定作業中ですが、連結実質赤字比率では計画値13.85%に対し、推計値9.75%となり、また、病院事業会計の資金不足比率では、計画値115.8%に対し、推計値113.6%となり、いずれも計画よりも改善する見込みであります。また、実質公債費比率は計画と同程度、将来負担比率は計画より若干改善されるものと考えております。

なお、連結実質赤字比率、実質公債費比率、

将来負担比率が高い水準にありますが、主な特徴としては、病院事業会計の不良債務が多額であること、起債残高、債務負担行為残高が多額であること、財政調整基金など基金残高が少額であることなどが挙げられます。

次に、債権管理についてであります。本市においては未収債権の管理及び回収は、種類により取り扱いが異なることから、担当部署が個別に行っており、その適正な事務処理に努めているところであります。債権回収の向上対策は、地方自治体共通の課題であり、債権管理に関する体系を整備し、具体的効果があらわれている先進事例もありますことから、これら事例を参考として未収債権の一元管理も含め、改修のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、議員等の市政への関与への対処について、市政への関与、口利きなどに対処する取り組み等についてであります。不当な市政等への関与等が発生した場合の対応としましては、平成16年に不当要求行為等の発生の防止に関する要綱を定めております。この要綱は違法な手段等による要求や、職員の事務事業の執行に支障を来す行為などに対するあらゆる不当要求及び暴力的不当行為に対し、適切に対処し、円滑化な事業の執行と職員の安全の確保を目的としております。この要綱の中では、不当要求行為等の発生、または、発生のおそれがある時は、報告様式により職員は直ちに上司に報告し、上司は必要な措置を講ずることとなっております。これまでこの要綱に基づく事案はなかったものと承知しております。

以上でございます。

● 13番紫藤政則議員 再質問に入る前にですね、議事進行の発言をしたいと思うんですが、不適切指導にかかわるご答弁があったわけでございます。その中で一連の経過、これを教育委員会の会議に報告をしたというお話がございました。聞きたいこと随分あるわけでございますが、おそらく異例の調査でございますから、詳細な報告が教育委員会になされているのではないかと。この教育委員会の会議につきましては、ご案内のとおり、公開が原則でございます、あわせて会議につきましては会議録をしたためると、このことがルール化されてございまして、内容を見れば聞かなくて済むものもあるかもしれませんし、時間を有効に使うという意味もございまして、私の発言は3回、特に許されて4回ということになってございますから、そんなことも勘案しまして、この3月9日の調査を教育委員会会議に報告したと言った、この報告をなされた教育委員会会議の会議録の写しを資料として提出いただけないかどうかですね。私はいただきたいと思うんですが。

一方、どういう内容かで、口外できないと言うんでしょうか、明らかにされるとまずいものもあるのかもしれません。議長において、この資料の扱いひとつ議事整理をよろしくお願いしたいと思います。

●議長内馬場克康君 資料の扱いによって次の質問に関連してくるような形になりますね。

● 13番紫藤政則議員 この問題は、日の丸・君が代の不適切指導にかかわっての問題でございますので、その他に関しましては、例えば、資料の扱い議長において措置をするということであれば、引き続き2回目の発言

はできますので、その部分については留保させていただきます。2回目の発言することは可能でございます。

●議長内馬場克康君 それでは資料につきましては、議長において措置をしたいと思えます。

それでは質問を続行させていただきます。

13番、紫藤政則議員。

● 13番紫藤政則議員 それでは、教育行政に関する日の丸・君が代の指導のあり方に関することを資料要求の関係の、裁きのこともございますので、留保させていただきます。残りのテーマにつきまして重ねて質問をしたいと思えます。

最初に、教育行政の学校給食の問題でございます。今ほどるる御答弁がございました。私会計から公会計に移行するということにつきましても、検討をなさるということでございます。是非、鋭意前向きな検討をよろしくお願いしたいと思います。先程、壇上でも申し上げましたけれども、おわかりだと思いますが、既に先進事例がございます。最近買いました債権回収に関する、これは公務員の勉強のための本なんです、この中で学校給食の扱いに関しての悩みも出されておりました。給食費の未払いどうしたらいいんだろうかというのが多いわけでしたけれども、このテキストの中に学校給食費の徴収管理という部分がございます、「私費として扱うことは、未納者に対して首長名義で法的手続を取れないこと、校長や担任がポケットマネーで穴埋めするなどの対応をしがちであること、経理が適正に行われないことなど、問題が多いから地方公共団体の収入として扱う

べきであると思われます。」とこういう解説が
ございます。

あわせて、平成19年3月30日付で、群馬県の教育長がそれぞれの市町村長並びに各市町村教育委員会教育長宛てに出された文書の写しも付いてございました。「学校給食費の公会計処理への移行について」ということで通知が出ておりまして、「学校給食に係る事務の透明性の向上、保護者の負担の公平性の確保と学校給食を取り巻く諸課題に迅速かつ適正に対応するため、学校給食費については、地方自治法第210条に規定された総計予算主義の原則により、公会計により適切に処理されますようお願いいたします。ついては、学校給食費を私会計で処理している市町村におかれましては、平成20年度を目処に公会計による処理に移行されますよう、重ねてお願いいたします。」という事で、学校給食に係る会計処理の相違点というものを、私会計、公会計に分けて解説をして、そして、文書が示されたのをこの本には載ってございました。こういった流れというものを意識させていただきたいと。来年から新しい財政まちづくりの計画がスタートをいたしますし、今年それに向けて今議論をしてるさなかだと承知しております。総合計画のスタートに当たって、これらの実施に向けて間に合うような検討がなされるのが一番いいわけでございます。ぜひ、美唄におけるメリット、デメリットという事もしっかり検証する必要があるかと思えます。このことですね、このことに対する、これは要望に近い発言ですが、お考えがありましたらお答えいただきたいことと、それと、先ほどご答弁で、公会計に移行したら滞納増

えたと、こういう事例があったということでございます。これ、どの程度滞納が増えた、そういう事例なのかですね。全道的にこの公会計に移行の状況というのはどうなってるのかですね。国はこれ何年か、平成19年かそこらに全国的な学校給食に係る全市町村、教育委員会の調査をしたようであります。何と回収率100%というふうに出ておりましたけども。恐らく美唄も回答したと思いますが、これらでのデータの整理がなされていれば、全道の状況というものもお分かりになるかと思いますが、委員会で押さえておられることで結構ですから、どんな塩梅、ほかなってるのか。また、徴収率が公会計に移行したから落っこっちゃったというのが、どんな要因があるのか、ここんともおわかりになっていれば教えてください。給食にかかわる再質問は以上でございます。

次に、行財政でございますが、決算概要を受けて、その決算概要が計画と比較してこんななったという理由もお示しいただいたわけでございます。財調にも積むということでございます。財調に積むのは法律で財調に積むルールがありましてね、それに乗っかるだけでございまして、主体的なものでないわけでございますが、私は、従来から申し上げておりますからね、市長はもう発言する前から何言うかわかると言うんですけれども。健全化計画を策定したと、これは、自主的な計画でございますが、40億円からの財源を捻出するための架空の赤字を想定した推計であります。夕張はどーんと3百5、60億の赤字があって、その赤字をどう解消してくかっていう事で、わかりやすいんですが、美唄は

このまま行くとこうなるということでした。ある意味、狼が来るぞ的な要素もあるかと思いますが、少なくとも深刻な状況を事前に察知をして、そして先に手を打とうという計画でありますから、なかなか見えないものがあるわけですね。しかし、できた計画は大宗が職員の人件費にしわ寄せたということであります。あわせて、市民の行政サービス、市民負担の増もあった。これは間違いなく実行されてるわけです。ですから、1億2,800万の赤字が出て、次の年にそれが解消されたというときにも申し上げましたが、今後の推進管理をどうしていくのかという事の考え方の基本というものを持ってなきゃだめだろうと。美唄の、この財政の特徴というのとは何か。全道的に、美唄の財政状況がよくないと言ったときに、特徴として最も顕著なのは将来負担比率だと思いますね。標準財政規模の3.5倍、大体3年半の予算ぐらいならこの枠の範囲と。私共の300を切る、一時期は300ちょっと超えてたこともありましたが、これらの将来負担比率というものは、全道で最高位、夕張はちょっと外してください。夕張を除いて全道でワースト1という状況が続いてるわけですね。これは当然、地方債等の残高もございますが、土地開発公社の塩漬け土地の問題やら、債務負担行為が多い問題やら、三セクの赤字の問題等もあるわけですが、少し良くなったから何か新しい仕事するって横入り事業やるんじゃないくて、まず考えるのは、健全化計画を早めること、それから将来負担比率を、将来負担を減少するための弾力的な財政運営のための積み立てを増やしていくこと。こういった財政の推進管

理に向けた基本というものをしっかり持っていなきゃならないと。美唄のこの財政の状況というものを踏まえて、その事を市民にお示しをして、そして合意形成をされて、推進管理をしてくということが大事なわけでありませう。こういった推進管理に関して、市長は腹を固めて進めなきゃ、不退転の決意でやらなきゃだめだというふうに思うわけでありませう。リーマンショックはもうないでしょうから、使い勝手のいい、今日行って明日計画出せというのも出てこんでしょ。今、民主党中心になりまして、地方主権の関係で一括交付金の話やら、教育の部分もそうですが、財源を自らの知恵と工夫でそのまちにあった事業ができるような、そういう地方財政制度にしていこうという考えもあるようでございまして、これらはこれとして、自らつくった、市民の皆さんと合意形成をしてつくったこれらの財政健全化計画の推進管理にあたって、今申し上げた点、きっちり留意して行ふべきだろうと。ですから、市議員はいろんな問題を、私もたまに言うことあるかもしれませんが、ああせ、こうせって横入り事業ばかり言うんですよ。全体のこと余り考えない。自分の反省も込めて、しかし、財政状況を勘案しながら検討したいなんてこと言ってますと、今回の補正で上がった横入り事業みたいなことが出てくるわけですよ。計画との整合性をどう持つのかという最も大事なことがおろそかにされてしまうということを危惧するわけでございます。この辺の御認識ですね。お伺いしたいと思います。

それから、公金の一元管理について、ご検討なさるということでございます。これもご

案内だと思いますが、最近の新聞に、これは5月30日の北海道新聞、強行策で市税滞納半減と、船橋発というのがありました。船橋市の滞納対策についてさまざまところから視察がたくさんだということもあわせて出ておりました。これは人口60万の中核市でございしますが、6人の専従班を持って市税など公金9種類の滞納分、1億8,500万を回収したということで、その極意を学ぼうということで行ってるという記事でございました。これ、徴収って言ったら行って金を取ってくると、こういうことを思い浮かべるわけですが、ここは専門の職員を置くということと、いろんな工夫をされますが、一元管理回収するということで、対象となる費目が市税、国保、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料、9種類を一元的に管理するということで書いてございました。各課ばらばらで、財産調査したり、文書で督促したりする無駄が省け、回収効率が向上したという事がございます。それから、市営住宅の使用料など、強制徴収権のない私債権、52種類についても来年度から民事訴訟などの手段で解消するという事でございまして、拡大をしていくようでございます。北海道からも旭川や室蘭、議会でもこれ行ってるそうでございますが、これは、こういった取るということとあわせて、副次効果もあったということ書いております。来庁相談が増えたので、生活困窮者の把握が進んだと。収入状況などに応じ、分納や支払いの免除を検討、消費者金融などに多重債務を抱えている場合は法律相談窓口を紹介する一方、担当部署と連携し、経済的な自立を支援しているということでもあります。

これらはあわせて、国も、道も、そして市も持っているさまざまな支援メニュー、福祉のメニュー、こういうものも、この徴収専従班が知識として持って、そして、その情報もあわせて提供するということでもあります。たくさん成果が出れば、ボーナスに反映するということも一考、余りいいことじゃないのかもしれないけれども、それらも頑張ったなという成果が出るものでございますし、この後段申し上げた点というのは非常に大事だと思います。私はよくワンストップ相談サービスと、こういうことを申し上げますが、これらも、実際にこの市の公金の回収に当たる、そして、生活の状況も知る、こういうことが、新たな、新たな行政サービス、基本的な行政サービスが、そういうものを持ってかかっていくということは、今の時代が求めていることではないかという気がするわけでございます。ぜひ、これは前向きに、前向きにぜひ検討していただきたい。片手間でなくて、一過性でなくて、何とかプロジェクトじゃなくて、そういった組織機構をきちっとしていくということでご検討いただきたいと思います。御答弁いただきたいと思います。

以上でございます。

もう1つありました。最後の市議会議員の政治倫理条例にかかわる問題でございます。不確かなこと言いますと懲罰になりますからね、事実もないのに事実だと、こういう事実があるからよく調べれと、あるようだと、これもだめでしょう。先ほどの不適切指導じゃないですけどね。一般論として、一般論として、美唄もさまざまなことを経験をしていたしました。職員の不祥事もありましたし、談合の

暴露もありました。現職の議員がですね。そして日々議員活動を行いますと、さまざまな要請・要望、脅しに近いものの中にはある。それが、やらなけりゃ議員としての実力がないとまで言われることがあります。私は、できないことはできないという方ですが、ぐらっと来ることもたまにあります。次の選挙を考えればじゃけんにもできない。それが、しかしけじめがしっかりしてればいいですね、けじめ。生活情報を、私どもが地域を歩いて得た生活情報を積極的に提供する。ここでこういう困った人がいるぞと、この道路は穴開いてるぞと。その中にいやいやどうもあの議員に頼んだら早く仕事ができるというようなものもあるのかもしれない。

今回、議会報告会2回目でございますが、議会報告会で様々な要望・陳情をいただきます。今回もたくさんありました。4班が、それぞれ4人ずつでいろんな話を聞くわけですよ。それを受けて、即、自分ならこうできるというのが仮にあったとしますか、それでも、それは組織的じゃないわけございまして、議会として受けたので、議会としてどうするのかということなんです。ここが議会報告会のいいところなんです。議会としてどうするのか、あわせて、議会としてこのことは優先順位を高いと見るのかどうなのか。ですから、よしわかった、俺すぐ言って何とかしてやると、これはだめなんです。持ち寄って、それぞれの班が持ち寄って、こういう課題があったと。じゃあこれは、さて、これからどう対応していけばいいのかということを議論する、だから時間かかるんです。でも緊急を要するものは、今回も2つありまして、どうしたの

かと言いますと、議会運営委員会で協議をさせていただいて、そして、所管する常任委員会にまずあげようということにしました。これは常任委員会として調査するんです。議員個人の活動じゃなくて、議会の活動なんです。私は、そういう活動が広がっていけばいいなと常に思っています。そこで、先程のご答弁では、既に随分前からやってますっていうような事、お話がございましたが、やってますというのは、やってるはずですよということじゃないでしょうかね、違いますか。これどんなのがあるんですかって言って、出してもらえば一番わかるのかもしれませんが、徹底していただけないでしょうか。いつかの決算委員会か予算委員会の総括質疑を申し上げたとき、私は、このことを具体的に申し上げたわけでございます。市長は、ぜひそうしたいという趣旨のお話をされたわけございまして、様式も決めているが、形だけでないでしょうかね。ぜひ再度、庁議と言うのか、なんて言うんでしょうか、課長会議と言うのがあれば、これらの議論経過と当時意思統一をした執行側の考え方をもう一度振り返って、全職員、特に、議員にかかわらず、団体の長と有力な声の大きい個人の方もおいでになるかもしれない。議員にも国会議員、道議会議員いろいろいる。これらに関して、これはそういう対応の礼儀だということで、礼儀ですよ。ぜひ、ルール of 徹底を図り、そして一定の期間を置いたときには、それらを確認行為を行う、実態を把握をする、こういうことをぜひおやり頂けないでしょうか。このご答弁そのまま聞くと、あ、やってんだなというふうに、私はそう思わないです。思わないのがおかしいっ

て言うんなら、そう答えてもらって結構ですが、そのことについて御答弁をいただきたいと思います。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長安田昌彰君 紫藤議員の質問にお答えします。

学校給食費の公会計に移行しました道内都市の事例を申し上げますと、平成18年度に私会計から公会計に移行した自治体では、過去3年間横ばいだった収納率が平成20年度においては、平成17年度と比較して1.1%下がったと伺っております。この要因といたしましては、これまで保護者が給食費を各学校へ納入していたものが、市の会計へ直接納入することにより、保護者の顔の見える関係が従来より薄れたことが要因と聞いております。このような先進自治体の実態もあることから、収納率を下げない仕組みなど、その方策も含めて、今後、公会計に移行した場合の執行体制や財政面などについて検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、財政健全計画の推進についてありますが、一般会計においては、財政健全化計画よりも多額の収支改善が図られたところであり、剰余金は財政調整基金への積み立てや、計画の早期実現に向けた取り組みについて検討することとしております。

また、財政健全化計画推進市民委員会におきましては、財政状況や計画の進捗状況を把握できるよう、わかりやすい説明に努めると

ともに、計画推進の考え方なども説明し、今後の計画の進め方について議論をしていただくと、このように考えております。

次に、債権回収の問題でございますけれども、一元化の問題は従来からいろいろ言われておりました。このたび、さまざまな、今ほど言われましたような具体的な効果が現れている先進事例があるということでございますので、この事例を参考にしながら、未収債権の一元管理を含めまして、今ほど言うような組織面でもいろいろ検討して、これについては、私ども慎重に検討してまいります。今やはり、この債権回収に当たって、いろいろ情報を一元化しなきゃいけないという問題あります。個人情報問題もありますし、これらを早急に解消しながらこの一元化が本当に効果があれば、私としては実施していきたいと、このように考えております。

それから次に、議員等からの色んな要望等もある中で、これまでの対処とか取り組みはございますけれども、口頭を含めて要綱に準じた対応をすることとしておりますが、そのような報告というのはなかったところでございます。要綱はもとより、まちづくり基本条例、職員倫理規定とともに、私の政治倫理に関する条例においても、同趣旨の規定がされておりました。これらの条例等を遵守してきたところでございます。

今後におきましては、不当要求行為等の疑いのある場合も含め、記録化や複数職員での対応など、細かな点も含めまして、さまざまな面から十分配慮しながら、要綱に準じた対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 先ほどの紫藤議員の議事進行発言につきまして、議事整理のため暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 2 6 分 休憩

午前 1 1 時 4 5 分 開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど紫藤議員の方から要求のありました資料につきましては、お手元に配布してございますのでごらんをいただきたいと思います。

それでは、1 3 番紫藤政則議員の質問から入ります。

1 3 番、紫藤政則議員。

●1 3 番紫藤政則議員 資料、ご配慮いただきましてありがとうございます。

資料を見さしていただきましたが、期待をしていた詳細な報告ではなくて、先ほど御答弁があった、そういう範疇での中身ということでございまして、残念でございますが、これが事実でございますから、これをもとに若干、重ねてお伺いをしたいと思います。異例の調査ということがここでも。「こういった調査は、これまでの道教委との関係では、管内の教育長会議などを含めて事前に文書をもって行われており、今回の調査方法は極めて異例であります。しかしながら、云々」と。この法律でやらんきゃならんのでやったと、こう書いてる訳ですが。これ教育をつかさどる教諭、これは学校教育法にあるわけですね。その授業の内容に不適切な指導があるということですね。異例だってことは異例なのかもしれませんが、美唄の教育の歴史にこのような調査

が行われた事実があったのか。なかったのか、今までですね。私は、あり得ないことが起きたんじゃないかなという認識で聞いてるんですが、その辺、どう押さえてますか。個々具体的な授業の中身、全道的にもそうないんじゃないかなと、東京都あたりはわかりませんけれども。北海道の状況、そして我が美唄市教育委員会の開闢以来の歴史の中でこういうのがあったのかどうなのか、これが1つ。

それから、これ改めて、3月16日の委員会でも米田、当事の予算委員からご発言があったわけですが。異例な調査なのに、教育委員会の会議を求めなかったのはなぜか。その根拠はどこにあるのか。私は、この道教委からとか、文科省からの調査といういはね、いろんな調査あるんでしょう。先ほど言った給食の未納の実態調査どうだとかってあるのかもしれない。服務に関連したということ限定してもいいのかもしれないけど。これは教育委員会が、市の条例で教育長に委任規則定めてますでしょう。この2条にあるでしょう。この2条の適用にならんものかなという気もしたんですが、この辺、どうなのかですね。

それから、道教委から調査は口頭だということでございます。この異例というのは口頭だということを強調した異例とも言えるんですけどね。文書だったら異例でないのかということにもなるんですが、これはいいでしょう。この口頭で調査ということですが、これが3月9日の11時58分というのが委員会で、これ電話ですか、ファックスですか、なんですかね、誰か来たんですか。この実態と、それでその時に何言ったんですか、調査に来

た人に。北海道議会の本会議の質問において、高木何とかさんという議員が、同僚議員が聞いた保護者の話として、ですから、その人が聞いたわけでもない、同僚議員が。聞いたわけでもない、その保護者だ、だから、ぼわーとした話ですね。そういうようなことを言って、来たんですか、そのときに、言った中身というのは、何か要旨ですね。発言の要旨と答えた要旨というのは持ってきたんですか、11時58分にそういうの持ってきたんですか。学校名を特定してるでしょう。特定しなきゃ調べようがないんだから。空知管内ということだけで空知管内全部調べた形跡もなきゃ、美唄市の学校全部調べた形跡もないんだから。学校名を特定して、児童を指導した教師を特定しなきゃ即調べられないでしょう。この学校名を特定して、指導した教師も特定して、口頭で11時58分にあったんですか。私どもが、委員会でのやりとり聞くのは、道議会のやりとりだけですから、空知管内ということで何もないわけですよ。美唄の美の字もないわけですよ。具体的に中身を言って持って来たんですか。その依頼があったときの具体的な情報の内容、それから、調査は回答期限を定めたんですか、そのときに。調査だからいつまで、直ちにとかっていうことだったんですか。不適切な指導というのは、この高木さんの発言の中項目かなんかあるんですよ、日の丸・君が代に関係してね。不適切指導ってあるんです。私は、不適切指導ってのは何かと言いますとね、これサービス違反なんですよ。サービス違反。サービスに関する規定というのは、おわかりなのかもしれませんが、地方公務員法をベースにしてるでしょう。懲戒につ

ながるんだから。このサービス違反のおそれがあるって来たんでしょうか。処分の対象になるおそれがあるということでは来たんでしょうか。調査だから、地公法の何条の違反でとかって、おそれがあるって言ってきたんですか。私は推測なんですけどね、サービス監督権の問題ということで議論をされてますから、少しその辺ちょっと詳しく。これ事実ね、どうやってきたのかっていうことですから、道教委が直接来たのか、局が来たのか、これもちょっと教えてください。そして、3月9日、11時58分に道教委から口頭で何らかのその依頼があった後、当該学校に学校長に連絡したのは何時何分なんですか。そして、どうやって、どういう内容で調査を学校に求めたんですか。その中身も教えてください。そのあとね、予算審査もおそらく学校で校長さんが、学校の校長さんの仕事は校務をつかさどるわけですから、それと、教職員のサービス監督権があるわけですから、そういう立場で職務権限というのがあるわけですね。これで、実際疑われた人ですね。調査をなさったんでしょう。その際、どうやって調査したんですか。なんでこんなこと聞くかといいますとね、これ、刑事処分とかね、行政処分とか、民事にかかわることとかあるでしょう、いろいろ。これ行政処分でしょう。行政処分になり得る疑いでしょう。そして、懲戒処分になり得ることでしょう。そういうことをきちっと説明した上で、学校長対応をなさったのか。調査を受けた側の立場になってみてください。大変な動揺と教育をつかさどる教諭として大変なプレッシャーと、これは御本人でなきゃわからないかもしれませんけども。その当事者になった気

持ちで、いた場合に、その辺の調査の状況と
いうのをしっかりと押さえた上じゃなきゃだ
めだと思うんですよ。この辺ちょっと教えて
ください。その後、容疑が掛かってる方から
聞いて、そして、それを文書かなんかにして、
市教委に届けたのは何時かですね。この間の、
3月16日の委員会では、18時に道教委に
報告したということになってるんですよ。3
月の9日ってのは何曜日でしたっけね。みん
な仕事してる時でないですかね、授業もあっ
た日でないですかね。学校現場に混乱行っ
たんでないでしょうかね。ガサネタで混乱行っ
たんでないでしょうか。言葉悪いですね、言
葉悪い。しっかりとその経過ね、経過を臨場
感を持ってわかるように言ってください。そ
れから、そのあとね11日にまた来たって言
ってるでしょう、委員会。来たのか、これも
何なのか、そして、あの書類出せ、この書類
出せって言ったそうですね。授業記録なり、
授業計画に近いものを出せということと言っ
たそうですね。それは9日の日なのか、11
日の日なのか、どっちの日なんですか。その
9日なんですか。その辺ちょっとわかりませ
ん。混乱してますが、どういう書類を求めた
のか、そしてその後、動きですね、今日のご
答弁では、4月の30日にまたなんかあった
と。これはどんなことを言われて、どんなこ
とをお返ししたんですか。

次に、これ先ほどもちょっと言いましたけ
ども、学校長は疑われる教員に対して調査を
した時に、服務監督権を行使して調査をした
時に、何て言ったんですかね。市教委から言
われたからって言ったんでしょうか。学校長
は裏づけ持ってる訳じゃないんだから。市教

委は道教委に言われたからでしょう。道教委
は道議会であったからでしょう。道議会で発
言したのは、同僚議員から聞いたんでしょう。
同僚議員は保護者から聞いたって言うんでし
ょう。調査する時に、その事実関係の裏をと
ったんでしょうか。これ調査のいろはでしょ
う。確かに、議会での発言というのは、選良
ですから、選ばれた良識ある人なんですよ、
議会での発言というのは。だから、道路で会
って話してね、とか我々が、一道民が道教委
行って話すのと訳違うんです。記録に残る、
テレビ中継もあるかもしれない。こういった
公の場の発言ですから、これは選良たる議員
の発言ですから、発言は重い。我々も事実
に基づかない発言をすれば、懲罰になるでし
ょう。道議会も一緒のはずなんですよ。だから、
真剣に受けとめたのかもしれない。しかし、
受けとめる側は、言った事全部、そのまま鵜
呑みにするはずはないはずなんです、普通。
裏取るんじゃないでしょうか。犯罪人仕立て
る話につながるんだから。おかしいんでない
ですか、これ。関係者の証言、これ高木何と
かさんとかっていう道会議員はわかる。同僚
の道会議員って誰なの。同僚の道会議員に言
った父母って誰なの。恐らく子どもさんがそ
ういう話をしたんだろうから、子どもさんが
だれだれちゃんが何とか先生にこの時間にこ
んな話聞いたよ、お父さんかお母さん。そし
てお父さんかお母さんに言ったお父さんかお
母さんが道会議員に言ったのか、だれに言っ
たのか、ここんこの流れ、ちゃんとさかの
ぼらなきゃだめだろうさ。調査する時に、そ
ういうもんでないでしょうかね。それがなさ
れた形跡がないんだが、一方的な事で、調査

ってやるもんなんですか。この辺ちょっと教えてください。

それから、最終的に3月の9日から4月の30日ということですが、これ文書で出したんですか。道教委に対する調査に対するその報告、今御答弁あった法律で義務付けられてるってやつ、文書で出したんですか、口頭なんですか。口頭で来たんだから、口頭で言ったんですか。ここのところも教えてください。

それと、事実がなかったということだそうです。この教育委員会の会議録にも道教委が空知教育局を通じ、美唄市教育委員会に調査依頼があり、同日の3月9日、そういう事実はなかった、認められないとか、確認できないとかじゃなくて、そういう事実はなかったという調査結果を報告。これ、なかったで済むことなんですか。なかったから、事実もないことを不確実な情報でこの美唄の教育委員会、美唄の議会のテーマまでなり、学校現場を混乱させた、そのことについてどうするんだということを道教委に言いましたか。ちょっと長くなりましたけども、以上、2回目の発言終わります。

●議長内馬場克康君 教育部長。

●教育部長前田敏和君 ただいまの紫藤議員のご質問に対し、答弁準備のためお時間をいただきます。

●議長内馬場克康君 午後1時10分まで休憩いたします。

正午12時05分 休憩

午後 1時45分 開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議

を開きます。

紫藤議員の再質問に対する理事者の答弁から入ります。

教育長。

●教育長安田昌彰君 答弁調整に時間を要し、申し訳ございません。

学校における国旗・国歌の指導のあり方についてであります。教師の授業にかかわる内容の調査について、全道的な例があるのかということについては把握していないところでございますが、本市においては、近年そのような調査はないところであります。今回の調査につきましては、時間的な余裕のない中で事実関係の確認が必要との考えのもと、教育長の判断で実施したところであります。個人が特定される調査内容であったことから、道とのやり取りも含め、慎重に対応してきたところでございます。調査報告の根拠についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項の規定は、文部科学大臣、または都道府県教育委員会が必要な調査を実行しうるよう、教育委員会や地方公共団体の長に必要な資料、または報告の提出を求めることができる旨を規定したもので、文部科学大臣や都道府県教育委員会から本条項の資料、または報告の提出を求められた地方公共団体の長、または市町村教育委員会は、本条項の規定によって求められた資料を提出すべき法律上の義務を負うとされてございます。

次に、事実関係についてでございますが、3月9日、11時58分に電話により空知教育局から調査の通知があったところであり、その内容につきましては、3月9日の道議会

の一般質問において、空知管内の学校で国旗・国歌について不適切な指導があったという質問を受けてとの内容での調査でありました。その際、学校名及び学年を特定しての調査の通知であり、早急に回答を求められたところであります。市教委といたしましては、学校教育活動の支障のない範囲で調査を行うよう校長に伝え、校長からは17時頃に市教委に対して報告があり、18時頃、空知教育局にその旨電話をして報告したところでございます。さらに、3月11日は3月9日の報告に関連し、空知教育局の職員2名が来庁し、教育委員会において学校長を含め対応したところであり、あわせて求められた社会科と音楽に関する年間指導計画及び単元配当表のほか、週の予定時間割を提出したところであります。4月30日の調査についても3月9日に調査のあった内容に関連したもので、当該校における不適切な事例に関し、過去の状況も含め、文書で調査依頼があり、市教委としては校長に再度確認の上不適切な指導はなかったものと報告したところでございます。

今回の調査は、時間のない中での調査でありましたが、個人が特定されるような調査内容でもあることから、その扱いは慎重にすべきと考えております。子どもたちが落ち着いた環境の中で授業が受けられること、そして、教職員相互の信頼関係が大切であります。今後とも、道教委と十分協議しながら対応してまいりたいと、このように考えてございます。

●議長内馬場克康君 13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 私の、2回目の質疑に、質疑項目にすべて今の内容で明確に答えになってるかどうかということになりますと、

否だと、こう言わざるを得ないわけですが、制約された時間の中でございますし、そのことは飲み込む物は飲み込んで、重ねてお尋ねをしたいと思います。私申し上げたことの最後に、2回目の質問でございましたが、この調査なるものが、しっかりとした裏づけもなく、また情報源を特定するわけでもなく、嫌な言葉で申し上げましたけど、ガサネタをつかまされたと。このことに対する、教育委員会として、市教委としての怒りがなきゃだめじゃないですか、まず1つ。地教行法の54条の話をされましたが、後藤徹弁護士って、私も1、2度お会いしたことあるんですよ。美唄の議会で懲罰議論があったときご相談に行ったときの弁護士さんなんです。北教組の顧問弁護士もなさってる方なんです。この54条の条項に関する解釈をお持ちでしてね、これも私このことについて直接お尋ねしたことないんですけど、こう書いてるんですよ。地方教育行政の組織及び運営に関する法律54条は、市町村教育委員会の権限に属する事務について、都道府県教育委員会が市町村教育委員会に求めうるのは、既にした調査結果の報告と資料の提出のみである。新たな調査を求めることはできない。今次、道教委調査云々と、こういうことで、結論として、市町村教育委員会の権限を侵すものとなっていると、こういう解説をしてるんです。直接お会いして、その細部にわたってお聞きしたわけでもないですから、これ、ここに書いてるんだということで、これを素直に受け取った場合に、今回の事例ってどうなるんだろうと。先ほど54条のお話されましたんでね、ちょっと疑義に感じております。私は、任命権を

持つ任命権者ですね、道教委は。道費支弁教職員ですね。服務監督権は市町村教育委員会にありますけどね、任命権、いわば、懲戒権、これは持つわけですね。この絡みでの調査は可能だろうと、仮にですよ。その事実関係を調査する。そのことの、いわゆる裏づけなのかなって気もしたんですけど。これは、確たる法律に関する研究をして、こうだと、自信を持って言えるわけじゃないですから、この議論もうしたくないですけどね、ひとつ今後、教育長としても検討、研究のね、条文解釈なり、この懲戒権、服務権の問題というのは、これは具体的な事例として今回出ましたけども、ひとつ研究しておく必要があるんじゃないかなと思いますんでね、今後の糧にする意味でもひとつ勉強してみてください。それで、まずさっき言った怒りがなきゃだめだと。それと、学校の混乱を最小限にというか、配慮をして行ったということですから、11時58分に問い合わせがあったと。すぐおろしたわけでないということがわかりました。内部で慎重に対応して、一定程度、道教委とのやりとりも受けて、そして、学校現場に混乱をさせないような、そういう配慮もされたという。具体的に、じゃあどんな配慮をして、どうしたのかというのはわかりませんけれども。単純に来たやつをストレートにおろしたわけではないという趣旨のご答弁だったというふうに受けとめたいと思います。しかし、先ほど申し上げましたように、具体的に被疑者的な扱いを受けて調査をされたことは全くの事実だと思います。具体的な校名とそれから、内容ですから。このことに対して、まず市教委として、当該学校、学校長、そして当該教

諭、この方々に対してしっかりと説明をした上で、対応について、委員会としても裏づけをとらず行ったことに対する反省と謝罪をすべきでないでしょうか。これ教育委員会で議論していただけないですか、教育委員会の会議で。今の北海道教育委員会は、これからも何しでかすかわかりませんから、予期せぬことが起きる可能性もあるわけです。当該学校長、当該教諭の心、こういうものを思った対応というのをぜひ必要だと、この場でそのことをやる、やらんというのがご答弁できなければ、教育委員会の会議なり、内部でしっかりと合議をいただけないでしょうか。あわせて、あわせて道教委に対して抗議をしていただきたい。このこともご議論いただけないでしょうか。私の言ってる事無理ありますか。私は、私の所属する政党、私の推薦をいただく団体、ここと連携を取って、既に行動を起こしてますが、私は私どもの範囲で出来る事はやりたいと思っています。会ってくれないかもしれませんがね。事実経過を確認できない調査であったということだけは間違いはないはずですから、一方的な調査であったということは間違いのないわけですから、裏づけをとってないということも間違いのない事実なんですから、発生源がわかんないままになってるんですから。こんなむちゃくちゃな調査なんてあるわけがない。だから私は、道教委が狂ってると、そして、根も葉もない火をつけた道議会での議員の役割というのが極めて重いと、糾弾されてしかるべきだと私は思ってます。今申し上げた点、ぜひひとつご検討いただきたいということ、これを御答弁いただきたいことと、それと教育委員会の法令というの、私もこの

問題が起きてからにわか勉強で、いろいろ参考書、昔見たようなものもありましたけれども、これは教員になるために勉強しれって書いてる参考書なんですけど。これをマスターしたら教員試験受かるってやつなんですよ。そこに、いろいろ書いてますけども、教育委員会と、教育委員会の歴史と、現在の市教委、美唄の場合、美唄市教育委員会ですね。こういったものの1つの権能、それから法律上の位置づけとか、いわゆる職責とか、職務権限とかということが、非常にいいように使われているというふうな状況が解説をされています。教育長のお立場1つとっても、教育委員という市民の代表であり、そして教育委員の皆さんを、教育委員会を指導助言をするというプロとしての役割と両方併せ持っておられる。摩訶不思議というよりは、これは、どんな役割なんだろうかというくらいの、これ解説せったってなかなかできないわけです。現実にはそういう位置づけが法律上なっていると。ですから、教育長の役割というのは極めて大きい。いかに、今民主党は地域主権ということをやっておりますけれども、機関委任事務が2000年の廃止後、まず教育委員会の主体性とか自主性とか、こういうものを高めるための法律の改正とか、そういうものが行われてきたことは間違いないです。教育長に対する事務の委任についても制限が加えられてきていると。教育委員会の役割というのが大事だということを位置づけられている。しかし、実態として、教育長の役割の大きさ、とても想像もつかないくらいの役割を持っておられるということを考えますと、ぜひ民意を、少なくとも教育委員として長が市民の代

表を選任をして、議会が選任同意したという、こういう役割というものの、何のための役割なのか。先ほど申し上げました市民の代表だという視点で、この会議をぜひ大切にしていだきたい。このことをぜひお願いしたいと思うんです。

これは御答弁結構ですが、私は、学習指導要領って何なのかですね、小学校学習指導要領解説社会編ってやつ、20年8月、定価121円です、すごく安いですが、これね。これでどういうことを教えれってなってるのか読んでみました。ここの不適切指導というのが一体何がなんだろうかと、どういうことを教えれって書いてるのか。教科書読んだ方がいいのかもしれませんが。ここで近代の歴史の部分ですけどね、昔の大昔の話ですね。ヤマトタケルノミコトのことだとか、こういういろいろ書いてますけど、近代史に関する部分ですね、先の大戦の部分に関しては、被害というものを、どういう被害を受けたのかということを強調してましてね、日本の侵略の歴史というのは、これ付け足しみたいにし書いてないんですよ、これ。学習指導要領の各学年の目標及び内容の中に、ずうっと日華事変から以降の事が書かれていて、最後に2行ですよ。国民が大きな被害を受けたことがわかるようにしたりすることである。また、これらの戦争において、我が国は中国を初めとする諸国に大きな損害を与えたことについても触れることが大切です。付け足してるだけなんです。そして、旗のことを教えれと、歌のことを教えれってというのはね、詳しく書いてます。繰り返し書いてます。国際社会に必要なし、法律ができたときの経過やら歌の

意味やら、天皇陛下の歌でないということも書いてます。これはこれで出来てるものですからね。しかし、その教育をつかさどる学校現場で先生が自ら教員資格を持って、経験を有して、そして、専門的な学習を勉強されて、歴史を学び、自ら歴史認識を持つ先生が、侵略の歴史を教えないなんてわけがないわけがあります。教えていけないなんていう道理がある訳がない。日の丸というのは、そのために利用されたことは間違いない歴史の事実なんです。私は、これからも、どんな迫害にもめげず、これらのことを教えていくのが教師の務めだし、現場で頑張ってる先生にエールを送りたいと思いますよ。教育委員会の役割の1つに政治的な中立性というものを強く意識しなきゃなんというのがあります。教育の自由というのもそうでしょう。自由を履き違えたり、それから、政治的な争いを現場に持ち込むなんてこと、これはだめでしょう。しかし、歴史と向き合って、そして子どもたちの内心の自由というものを尊重して、こういった教育を迫害にめげず進めるべきだと。美唄の教育は、私はまだまだ捨てたもんでないと、この事案を通じてですね思いました。これは、私が思ったんですから、どう答えてくれって言いませんけども。これからも学校現場で起こったこと、それから、有力な方が行動を起こす行動、道議会での行動、つぶさに検証して、そして声をあげていくと、そういう役割を担いたいということを本当に強く思いました。

そこで、先程申し上げましたね、教育委員会で協議していただきたい。教育長の役割は非常に大きいですよ。今回、市教委はある

意味被害者かもしれませんし、私は道議会行ってしゃべるわけにいきませんから、道議会でも道下道議、既に文教委員会でこの美唄のテーマを取り上げて、議論なさってるようです。根も葉もないことを何言ってんだということを取り上げてやってるようです。それはそれとして、仲間に譲りたいという部分ございますけど。ここで精一杯出来る事を対応したつもりですが、今申し上げた点、教育長のご見解をお尋ねをして、発言終わりたいと思います。

●教育長安田昌彰君 紫藤議員の質問にお答えいたします。

今回の調査につきましては、異例な中で、時間の余裕のない中での対応でございますが、私と致しましては、美唄の教育は美唄が責任持って行うこと、何よりも子ども達が落ち着いた環境の中で授業が受けられること、そして、教職員相互の信頼が大切であり、今後、このような調査をするに当たりましては、慎重な配慮と運用となっているのかも含めまして、教育委員会の中でも十分審議を行い、今後とも道教委と十分に協議して対応してまいりたいと考えております。

なお、御指摘の件につきましては、今後検討させていただきたいと、このように思います。

以上です。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員（登壇） 平成22年第2回定例会に当たり、大綱3点について市長並びに教育長にお尋ねいたします。

昨年の総選挙で自公政権はもうご免だとい

う多くの国民の声によって鳩山政権が誕生しました。しかし、その鳩山政権は鳩山首相と政権与党の幹事長である小沢一郎氏の不正な政治資金問題で秘書が逮捕されるという問題や、沖縄普天間基地問題、後期高齢者医療制度など切実な問題などで政治を変えたいという国民の期待に背き、自ら掲げた公約を裏切った政治を国民の怒りが包囲した結果、鳩山首相は退陣しました。鳩山首相は辞任表明のあいさつの中で国民が聞く耳を持たなくなったと述べましたが、国民の声に聞く耳を持たなかったのは鳩山首相自身ではないかという批判がされましたが、同時にこれは自らの政治が国民から見放されたことを自ら認めたことになるのではないのでしょうか。

それでは、変わってつくられた管政権はどうでしょうか。鳩山政権の失政は言うまでもなく、民主党政権全体の共同責任です。とりわけ菅直人氏は副総理として重大な責任を負っています。ところが、管首相はその自覚も反省も全く語っていません。反対に管首相は6月11日の所信表明演説で、この普天間基地問題と政治と金の問題は前任者がやめたことでけじめがついたと述べました。これは鳩山退陣で重大な共同責任を過去の問題として水に流し、一件落着いてしまおうという国民を欺瞞する姿勢ではないのでしょうか。つい最近発表された民主党の選挙政策と自民党の選挙政策を比べてみますと、大企業の一層の減税や消費税の値上げを初め、大企業優先、国民負担増などの多くの共通点があります。このことは地方政治、市民の生活にも大きな影響を及ぼすものと思われます。

具体的な質問に入ります。

大綱質問の1点目は、下水道事業計画についてであります。下水道事業は水質汚染をなくし、文化的な市民生活を送る上でも重要な事業であります。その計画についてお聞きいたします。

1点目は、本市における事業のこれまでの進捗状況及び水洗化普及率についてであります。市全体の人口と、計画区域内の人口はどうか、その進捗状況はどのようになっているのか。また、使用開始区域内の水洗化人口とその普及率はどのようになっているのか。さらにまた、計画区域内の未整備部分の今後の計画はどのようにお考えなのかお聞きいたします。

2点目は、東明地域における事業経過及び水洗化普及率についてであります。今、南美唄地域に居住されている人たちから、平成24年から南美唄地域も下水道工事が始まるようだが、工事負担金やそれが地主である大手町地所に支払っている地代金にどのように入ってくるかなど、いろいろ心配されている人たちがおられます。御承知のように南美唄地域の炭鉱住宅区域は東明の炭鉱住宅区域と地主も同じ、住宅事情もほぼ同じような状況から東明地域の地主と住民の話し合いがどのようになったのか関心が持たれています。そこでお聞きいたしますが、工事負担金の扱いはどのようになっているのか。また、東明地域の事業経過及び供用開始区域内の水洗化人口と普及率についてお聞きいたします。3点目は、南美唄地域の計画及び地域との話し合いについてであります。南美唄地域は平成18年に計画区域を見直して縮小し、平成24年度から着工する予定となっておりますが、今

後どのような形で整備するのか。また、地域での話し合いはどのようなになっているのかお聞きいたします。

大綱質問の２点目は、市民生活の安全についてであります。３月１８日の未明に発生した札幌市のグループホームの火災は入所者７人が犠牲になった惨事となりました。それ以前には、４年前の長崎市のグループホームの火災で７人が死亡し、昨年４月には群馬県渋川市の高齢者施設で火災事故がありました。こうしたことから、老人施設を含めた各施設での防火体制がどのようなになっているのか、市民の不安の声も聞かれます。

そこでお聞きいたしますが、１点目は、認知症施設を含めた各老人施設の防火体制がどのようなになっているかであります。その１つは、スプリンクラーの設置状況がどのようなになっているのか。２つ目は、自動火災報知設備及び火災通報装置の設置状況はどのようなになっているのか。３つ目は、避難訓練はどのようなになっているのかお聞きいたします。

２点目は、グループホームの防火設備の設置状況についてであります。その１つは、当直体制についてであります。札幌の火災事故でも、また長崎の事故のときにも大きな問題になったのが施設での夜勤体制がどうだったかでした。本市での各施設での夜勤体制はどのようなになっているのかお聞きいたします。また、札幌での火災事故の後、消防庁が全国の施設の用途変更がなされているのかを調査したところ、約半数が変更されていないということも新聞などで報道されています。本市の場合、家屋の用途変更の届け出での状況はどのようなになっているのかお聞きいたします。

３点目は、知的障がい者・精神障がい者の共同生活場の現状及び防火体制についてであります。市内には多くの知的障がい者や精神障がい者の施設がありますが、それらの施設の数と、火災報知器の設置状況はどのようなになっているのか。また、これらの施設の防火体制及び避難訓練はどのように行っているのかお聞きいたします。

４点目は、火災警報器についてであります。これは各収容施設ではなく、一般的な住宅についてであります。集合住宅及び個人住宅については、平成２３年６月から火災警報器の設置が義務づけられていますが、本市においては、住宅用火災警報器の普及状況はどのようなになっているのかお聞きいたします。また、住宅用火災警報器の設置については、多くの市民が承知されていないと思われませんが、どのように周知されるのかお聞きいたします。

大綱質問の３点目は、高等学校の再編計画について、教育長にお尋ねいたします。

その１点目は、本市での統合に向けての進捗状況はどのようなになっているかであります。高校の再編により、美唄高校と美唄工業高校が統合され、来年４月に新設の高校が開校されるわけですが、統合に向けての現在の進捗状況がどのようなになっているのか。また、新設高校の概要については、今月の１２日に市民会館において、市民向けの説明会が開催されたと聞き及んでおりますが、その中で市民からどのような意見や質問が出されたのかお聞きいたします。

２点目は、美唄工業高校の跡地利用についてであります。来年４月に開校される新設校は、その母体が美唄高校であることから、美

唄工業高校は廃校になることとなりますが、廃校後の跡地利用について、道の教育委員会ではどのように考えているのかお聞きになっているかどうかであります。また、市としての跡地利用をお考えなのかどうか、お聞きいたします。

3点目は、記念誌等の発行についてであります。美唄工業高校の廃校に当たり、生徒や保護者、卒業生などから、記念誌の発行についての要望が出されていますが、市としてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

以上この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、下水道事業計画について、東明地域における事業経過及び水洗化普及率についてであります。東明地区の負担金の扱いにつきましては、地主である大手町地所がすべてを負担しております。東明地区の下水道整備につきましては、1戸建て住宅の多い地域より整備を進めてきており、平成21年度末において整備計画面積146ヘクタールに対して、113.6ヘクタールの整備を終え、進捗状況は約78%となっております。平成21年度末の処理区域内の人口は640人であり、水洗化人口は356人で、水洗化率55.6%、普及率66.9%となっております。

次に、南美唄地域の計画及び地域との話し合いについてであります。南美唄地区の整備については、平成16年に地域代表者と協議をし、平成18年度に下水道全体計画を見直し、整備区域を117ヘクタールから61.

4ヘクタールに縮小したところであります。また下水道を整備するに当たり、平成21年度に整備区域内の住民を対象に、下水道整備についての意向調査を行ったところ、早期に整備を望む住民が約半数を占める結果となったところであります。

なお、南美唄地区については人口も減少傾向にあることから、下水道区域の見直しも含め、下水道整備について再度地元関係者と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、市民生活の安全について、認知症施設を含めた各老人施設の防火体制についてであります。市内には認知症グループホームを含めた老人施設は9施設があり、そのうち8施設にスプリンクラー設備と自動火災報知設備及び火災通報装置が設置されております。また、未設置の1施設につきましては、平成23年度中に設置を予定しておりますが、早期に設置するよう指導しているところであります。

次に、避難訓練の実施についてですが、各施設ともそれぞれに避難訓練を実施しており、特に夜間当直者による避難訓練については、年1回は必ず実施しているところであります。

次に、グループホームの夜勤職員についてであります。認知症グループホームの入所定員は9人までをワンユニットとし、最大2ユニット18人となっております。夜勤職員の配置基準はユニットごとに1人以上配置することになっており、2ユニットでも利用者の処遇に支障のない場合には兼務が可能であり、1人のみの配置が認められているところであります。

市内の認知症グループホーム3施設の夜勤

職員の配置につきましては、2ユニット、定員18人の施設が2施設で、それぞれ2名配置、1ユニット、定員9人の施設が1施設で1名配置となっており、兼務している状況はありません。

次に、施設の用途変更についてであります。札幌市のグループホーム火災を受けて、国土交通省は全国の認知症グループホームの緊急点検実施を通知し、本市においては、4月上旬に空知総合振興局が用途変更を含めた建築基準法令への適合性について立入調査を実施しております。調査結果につきましては、先日、全国集計が発表されましたが、自治体ごとの状況についてはまだ出されていないところであります。

次に、共同生活所の現状及び防火体制についてであります。市内には知的障がい者のグループホームが28カ所、精神障がい者の下宿が4カ所あり、住宅用火災警報器の設置は全施設設置済みであります。防火体制につきましては、毎年消防の査察指導を受け、現在のところ問題はないとの報告を受けてるところであります。また、避難訓練については、従前から実施しており、今後におきましても、緊急時における対応や防火体制の強化に努めていくよう指導してまいります。

次に、集合住宅及び個人住宅の住宅用火災警報器の普及状況についてであります。平成22年5月末現在、集合住宅における住宅用火災警報器の設置状況は、市営住宅が設置対象総戸数769戸中、295戸の設置を完了し、設置率は38%、民間等の集合住宅につきましては、設置対象総戸数194戸中、34戸の設置が完了し、設置率は18%とな

っております。また、個人の住宅につきましては、設置率29%となっております。

次に、市民への周知についてですが、これまで住宅用火災警報器の設置普及に向けた市の取り組みとしましては、集合住宅の所有者に設置依頼文書を送付しております。また、市民の方には広報誌メロディーの掲載、春・秋の火災予防運動期間中、防火査察でのチラシ配布、街頭宣伝や事業者の避難訓練などでの住宅用火災警報器の見本の展示やパンフレットを配布し、周知をしてきたところであります。住宅用火災警報器の設置は平成23年6月1日に義務化されますので、今後もさらに広報誌メロディーの掲載はもとより、各町内会における説明会を初め、さまざまな会合を活用し、住宅用火災警報器の設置・普及啓発に向けて積極的に取り組んでまいります。

なお、本市における下水道事業のこれまでの進捗状況及び水洗化普及率については、都市整備部長から答弁させていただきます。私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 都市整備部長。

●都市整備部長山口隆慶君 私から本市における事業のこれまでの進捗状況及び水洗化普及率について御答弁申し上げます。

本市における下水道の整備状況は、平成21年度末において整備計画面積1,361.5ヘクタールに対し、992.4ヘクタールの整備を終え、進捗状況は約73%となっております。平成21年度末の行政区域内人口は2万6,537人であり、処理区域内人口は1万9,771人、水洗化人口は1万7,680人、水洗化率89.4%、普及率74.5%となっております。また、未整備区域の

整備につきましては、順次計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長安田昌彰君（登壇） 初めに、本市での統合に向けての進捗状況についてですが、昨年6月、美唄高校を母体校とする再編統合が公表されて以降、美唄高校、美唄工業高校両校の教職員で構成する統合推進委員会を組織し、新たな高校の設置に向けた検討を進めてきたところであります。統合推進委員会では、本年5月に教育理念や5間口の系列と学習カリキュラムなどの方向性を示し、これらを盛り込んだパンフレットを作成したほか、現在、校名の募集を行っているところであります。

また、高校問題等対策協議会は、この間、4回の会議を開催し、再編統合の進捗状況を把握するとともに、道教委に対し、特色ある教育の推進、施設設備の整備、教員配置の充実など、新設高校に関する要望活動を行ってきたところであります。

次に、市民説明会についてですが、今月10日、市民会館において新たな高校の概要について統合推進委員会から説明し、参加者からは、特色ある高校づくりや教員配置などの質問や意見があったところです。今後におきましては、統合推進委員会が8月以降、市内すべての中学校の生徒や保護者に対し、より詳細な説明を行うこととしております。

次に、美唄工業高校の跡地利用についてですが、美唄工業高校につきましては、現在の1年生が卒業する平成25年3月までは学校を使用することから、道教委は現在の

ところ検討は行っていないと伺っております。

市といたしましては、今後、北海道教育委員会の意向を把握してまいりたいと考えております。

次に、記念誌等の発行についてですが、閉校に当たっては、一般的に記念誌が発行されますが、発行に当たっては、学校において対応するものと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員 この場所から何点か再質問させていただきたいと思います。

最初に、南美唄地域の下水道事業計画についてでありますけど、私はこれまで南美唄地域については、高齢者が多い、また、住宅が炭鉱住宅が多いことから、下水道供用開始になっても水洗化の普及率が低いことが予想されることから、多額の工事費をかけてもその効果がそう期待できないのではないかと、普及率が低いのではないかと、このように申し上げてきた経過があります。南美唄地域についての計画について再検討する必要があるのではないかという具合にこれまで申し上げてきているわけです。先ほどの御答弁でも、東明地域の水洗化率、これが55.6%という状況なわけですね。南美唄と東明、かなり共通したところもありまして、同じ炭鉱住宅、また、同じ地主ということもありまして、南美唄に下水道が水洗化されるとしても、やはり東明と似たような状況と言いますか、むしろそれよりも低くなる、そういう可能性もあるという具合に思うわけですね。東明地域の普及率が55.6%と、これは、美唄全体の水洗化率が89.4%と、そうしたことから見

てもかなり低いわけです。そうしたことから、多額の費用をかけても普及率が低いのではないかと考えます。そういう点では期待された効果は思うようにいかないのではないかという具合に思います。そうしたことから、南米唄地域については、地元との話し合いを慎重に重ねながら進めて、このように考えております。この部分については、ご答弁いただくなくて結構です。

次に、認知症を含めた各老人施設の防火体制の部分ですけれども、札幌での火災の後、グループホームを含めた各施設で火災のときの対応について、地域の人たちとの協力が必要だという事で協力関係を図ったり、またそうした取り組みが各所でとられ始めているということなどが新聞や、あるいはテレビなどで報道されているわけです。地域との協力といっても、地域住民にとってはそれなりの訓練が必要だと思いますし、一定の難しさというものもあると思いますけれども、そうした協力体制も必要だと思いますけれども、どのようにお考えなのかお聞きいたします。

次に、夜勤の体制の問題ですけれども、グループホームの夜勤が現状では1ユニット9名、が定員と言いますか、そこに1名が配置される、これが基準だということですが、これでは火災のときに対応ができないのではないかという具合に思うわけです。札幌での火災の時も、夜勤の人がちょうどそのとき入所者の介護をしていたということがあって、火災の発見が遅れるということがあったわけですが、1人の人が認知症の入所者9人の人たちを避難をさせるということは、非常に困難があると思うわけですね。そうした

ことから、やはり配置基準を見直す、あるいは介護報酬を見直す、そうしたことで、夜勤体制を複数にするということが、どうしても必要だと思いますし、そうしたことについて市長としても国に対して要望していく必要があるんじゃないか、このよう思うわけです。

次に、知的障がい者・精神障がい者の共同住宅の部分ですけれども、全ての施設で火災警報器が設置されているということですが、警報器は、いわゆる建物の中での火災発生時に入所している人達に知らせる警報器なわけですね。これが、すべての施設に設置されてるということですので、それなりに安心なわけです。私は火災の発生時のときには、直接消防本部に通報する火災通報装置が必要だという具合に思うわけです。入所者は日頃から訓練されていると言っても、知的、あるいは精神障がい者なわけですね。いざというときに、訓練通りの行動ができるかどうかということでは、やはり不安があるわけです。

こんなこと言っでは私ごとで大変恐縮なんですけれども、20年ほど前私の家が火災に遭いました。炭鉱の4件長屋の1番はじから火が出て、私の家はその隣の隣という事で、炭鉱のかなり古い長屋ですから、火の回り早かったんですけれども、それでも火元から隣の隣ということもあって、若干の時間的な余裕がありました。近所の人達と家財道具を運び出したりなんかして、そのときには私はかなり落ち着いて行動したつもりだったんですけれども、いざ一段落して落ち着いてみますと、荷物運びを手伝ってくれた人たちの顔を全然覚えていない。その他いろんな、結構、あれが

こうだった、どれがこうだったということで、相当慌てたということが後になってから気が付きました。これは普段、冷静に対応しているつもりでも、いざというときにはやはり気が動転してると言いますか、日常の考えているとおりにはいかないということが、私自身実際に体験したわけですが、これがやはり知的障がい者あるいは精神障がい者の人たちが、昼間であればね、それほど慌てないとか、そういうことだと思うんですけども、夜になると、やはりそうしたことが、火災、消防署に直接つながる火災報知器であれば、ボタンを押せば直接消防本部につながる、しかし、普段そういうものがなければね、火災を知らせるということになると119番を回すということになるわけですよ。そうしたことで、やはり対応が遅れたり、あるいは訓練どおりいかないということも懸念されるわけですから、そうした施設に対しても火災通報装置の設置が必要でないかと、このように思うわけですが、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

次に、教育長にお尋ねいたします。

先ほどの御答弁によりますと、新しい高校については、科目については5間口の系列を予定しているとのことですけれども、系列の種類及び学習カリキュラムについてどのようなになっているのかお聞きしたいわけです。

先日、中学生の保護者から新聞に掲載された内容ではよくわからないということがお話されたわけです。その人はたまたま用事があった、市民会館での説明会に参加できなかったという事ですけども、保護者に対して、また、市民に対しても分かり易く説明してい

ただきたいという市民の声もあります。ぜひ、系列の種類及び学習カリキュラムの内容について詳しくお聞きしたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、老人施設と地域の協力体制についてであります。万一の火災の場合、被災者の介助や安全を確保するためには、普段から施設と地域住民との協力関係や連携を図っておくことが大切ですので、市としましても、これらの協力関係が一層促進されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、認知症グループホームの夜勤体制についてであります。認知症高齢者の利用施設という特性を踏まえると、夜間・深夜における非常時の対応や職員の負担軽減などを図る観点から、現状1ユニット1名の配置基準の見直しが必要と考えております。道は厚生労働省に対し認知症グループホームに係る防火安全対策に関する緊急要望書を提出しており、この中で配置基準や介護報酬の見直しについて要望してるところでございます。市としては、道を初め、関係機関等と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

次に、火災通報装置の設置についてであります。全グループホームの32カ所で連動型住宅用火災警報器が設置されており、これは隣の部屋はもちろん、近所にも警報器が作動したことを知らせる装置となっております。直接、消防本部に通報する火災通報装置の設置については、法的に設置義務はありませんが、設置事業者で現在設置を検討しているこ

とから、市としまして、安心・安全な地域社会の実現に向けて、今後も必要な対応について協議してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長安田昌彰君 長谷川議員の質問にお答えします。

系列の種類及び学習カリキュラムの内容がありますが、統合推進委員会によりますと、系列の種類は大学・高等看護学校などへの進学や公務員試験に対応する学習内容の文理教養系列、工業に係る進学や就職資格取得に対応するほか、ロボットや機械に関し学習するメカトロエンジニア系列、工業・商業・情報に係る進学や就職、検定や資格取得に対応するほか、流通販売など、経済社会に関し学習する情報通信マネジメント系列、学校・福祉・デザインに係る進学や就職に対応するほか、服飾・住宅デザインに関し学習するデザイン系列、家庭・農業に係る進学や就職に対応するほか、食物調理等の知識や技術に関するフード系列の5種類となっております。

また、学習カリキュラムにつきましては、1年次は国語・数学・保健体育などの必修科目中心の学習をするほか、進路への自覚を深めるとともに、将来の職業生活の基礎となる知識技術などを身につけるための産業社会と人間について学習し、2年次以降につきましては、必修科目、総合的な学習の時間のほか、系列の選択科目などがあり、一人ひとりの生徒が希望する進路に応じて科目を選び事業計画を立てる内容となっております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

5番、高橋幹夫議員。

●5番高橋幹夫議員（登壇） 平成22年第2回定例会に当たり、大綱2点を市長にご質問させていただきます。

大綱の1点目は、美唄市の経済についてであります。平成22年5月の内閣府の月例経済報告では、総論として、景気は着実に持ち直しをしているが、なお自律性は弱く、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある。と報告されております。

しかし、美唄市の中小企業や、それから商店街からは、依然として経営が厳しい状況であるということであり、多くの事業主は国が示す景気の持ち直し感等といったものは、実感ができてないと聞いております。そこで、地域経済について、以下5点について伺いたします。

初めに、市内消費の動向であります。近年、郊外型ショッピングセンターや、近隣市町村への消費の流出は本市経済にとっても大きな問題の1つとなっております。地域におけるタイムリーな消費動向の把握と分析は、企業や商店が将来安定的な発展を図るための経営戦略を構築する上でとても重要な要素となってきます。そこで、美唄市は都市における直近の総合的な消費動向をどのようにとらえているのか、伺いたします。

その2つ目は、中心市街地活性化の現状についてであります。中心市街地活性化については、前回の定例会においても伺いし、商工会議所、事業者が連携をし、中心市街地の活性化に向けて努力をしてまいりたいと御答弁をいただいたところでありますが、現在、専修大学の撤退問題や高校の統合、高速道路

の無料化による人口の流動の問題など、美唄市が今後直面する状況を考えると、これらが要因となって中心市街地のコミュニティとしての魅力低下が促され、中心市街地の商業地区が顧客、住民ニーズに十分対応できなくなるなどの課題が懸念されます。このことは、中心市街地の衰退に追い打ちをかけるおそれがある事から、今まで以上に早急な対応が求められると考えますが、御見解をお伺いいたします。

その3つ目は、買い物難民の対策についてであります。このことは、先日も同僚議員からの質問で、おおむね考え方はお伺いすることができましたが、若干視点を変えてお伺いいたします。

今、美唄市においては、先に述べた事から、企業の衰退や不採算店の閉店などによって一部の地域住民は時間やお金をかけて買い物に行かなくてはならない状況にあり、特に我路地区や日東、茶志内、中村地区においては、日用品を購入するのにずいぶん苦勞されると伺っております。また、いなほ地区においてもスーパーや商店の撤退により、車がない方や高齢者、体の不自由な市民より地域の不便を訴える相談が最近になって私のところにも多く寄せられました。そこで、市内の企業では地域の不便を少しでも解消しようと独自の買い物バスの運行を始めたことは承知のとおりです。当面は企業努力として営業運行しているところですが、経費などの面で限界もあることから、市民バスと買い物バスの効果的な運行のルートの構築や、市の所有する公園や遊休地などを活用していただいた民間による出張販売の計画的な実施の推進など、購買

に関し、総合的に利便性を向上できるような対応が急務と考えますが、見解をお伺いいたします。

その4つ目は、美唄市まちづくり会社についてであります。中心市街地活性化の先導的な事業を担い、行政と市民、商業者、地権者、民間企業と一体となり、まちづくりを推進していくための基盤づくりを目的とし、設立されるのが一般的に言うまちづくり会社であると聞いております。設立の条件には中心市街地活性化協議会を構成する、都市機能の増進を総合的に推進を図るにふさわしいものとして、まちづくり会社になれるためには、行政の出資比率が3%以上になることが必要でございます。地域の衰退が加速することを踏まえ、美唄市の中心市街地活性化を推進していく観点から、まちづくり会社の設立は急務であり、生活に必要な機能を集積することで、利便性の向上だけではなく、すべての住民が安心して住めるまちづくりが実現出来ると考えますが、まちづくり会社の設立に関して見解をお伺いいたします。

その5つ目は、第6期美唄市総合計画における商工業の考え方についてであります。第6期美唄市総合計画における商工業については、今までも産業振興計画として伺ってきるところですが、地域経済を取り巻く環境は、人口減や高齢化の加速などで著しく変化している事から、先見的な視野に立ち、今まで以上のスピード感を持った議論が必要と考えます。今後、さまざまな団体と議論を進める上で美唄市が考える商工業の未来像とはどのようにとらまえているのか、お考えをお聞かせください。

大綱の2点目は、福祉行政についてであります。美唄市は何らかの原因で精神や身体の基幹がその機能を果たさず、長期に渡り日常生活や社会生活に相当な制限を受ける市民に対し、障がい者福祉として障がい者の方々が家族や近隣の方々と温かなきずなを保ちながら、地域の一員として安心した生活を送ることができるよう、必要なサービスの提供や生活支援の充実などに努めるとされております。そこで、当市における障がい者福祉について現状や具体的な施策について、以下3点お伺いいたします。

その1つ目は、障がい者を取り巻く環境についてであります。少し古いデータではありますが、平成18年の厚生労働省の発表の資料によると、身体障がい者数は366万人、知的障がい者数は55万人、精神障がい者が303万人、総数724万人と言われ、この数は全国民の5%に相当し、日本人の20人に1人が何らかの障がいを持っている計算になるそうです。そこで、美唄市が障がい者福祉を推進するに当たり、基本データとして美唄市として把握している市内における障がい者の人数、施設数、関係職員数など直近のデータがあればお伺いしたいと思います。

また、近年、これらの推移はどのように変化しているのか、そのデータの検証から、今後どのような方向が予想されるのかお伺いいたします。

その2つ目は、市政執行方針に示された具体的な施策についてお伺いいたします。バリアフリーやユニバーサルデザインといった障がい者が普通に生活できる空間を確保した社会は、障がい者福祉を推進する上で最も重要

であり、ノーマライゼーションの確立こそが豊かなまちづくりにおける基本であると考えます。そこで、市長が市政執行方針に示された障がい者福祉において、地域の一員として安心した生活を送ることのできるサービスの提供と支援の充実について、具体的な内容をお聞かせください。

その3つ目は、就労者や雇用者への支援についてであります。障がい者雇用について、前回の一般質問で、北海道の緊急雇用創出推進事業を活用し、花の植栽や清掃など、駅周辺の景観向上に関する業務発注による障がい者の方々の就労支援に取り組んでいると伺いましたが、障がい者雇用の最大の目的は、社会への適応能力の育成であり、将来的にも安定的に就労能力を身につけることであります。雇用対策として位置づけるのも十分理解できますが、一方では継続して訓練させることも重要であると考えます。民間企業における雇用も減少傾向にある中において、行政が継続雇用することや授産施設への業務の発注など推進することも必要かと考えますが、御見解をお伺いいたします。

また、北海道ではこの夏より障がい者を雇うとする企業へ仕事の指導や仕方、コミュニケーションのとり方など、職場の状況や障がい者の特性に即して助言し、障がい者が働きやすい環境づくりを手助けするアドバイザーの派遣事業を実施すると伺っております。そこで、美唄市の障がい者福祉を充実させるためにも、国や道との連携を強化し、企業向けのセミナーや雇用相談などを積極的に実施し、多くの企業や事業主に理解を求めることが重要になってくると考えますが、見解をお伺い

いたします。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 高橋議員の質問にお答えします。

初めに、地域経済について、市内消費動向についてであります。本市では、商工会議所と共同で消費実態調査を実施しており、平成20年2月に取りまとめたものが最新となっております。この調査においては、買い物の場所別購入割合を見ると、平成15年度の前回調査と比較して市内全体として10ポイント減少し、52%となっておりますが、その内訳を見ると、郊外の大型店が19ポイント増加となっていることから、特に中心市街地における消費の低下が見受けられます。また、市外への消費流出といたしましては、岩見沢・三笠方面が7ポイント増加となっており、そのうち72%が三笠イオンを一番多く利用してるとの回答結果となっており、本市における消費の動向は大型店に流れる傾向が強くなっていると考えております。

次に、中心市街地活性化の現状についてであります。中心市街地の活性化に当たっては、これまで関係部長が委員として参画した中心市街地活性化協議会設立準備委員会において、J R美唄駅西側から市役所前までの商業地域を重点区域とし、商業の核施設を中心とする再編案について、具体的に検討しているところであります。この委員会においては、時速3キロのまちづくりの基本的方向性を基に6つのキーワードを掲げ、具体的な内容を検討しているところであります。1つ目のまちな

か居住については、旧市営駐車場跡地に道営住宅の建設が行われることとなり、また、2つ目のまちなか商いでは、まちなか交流広場を昨年設置するなど、先行的に提案事業を実施してるところでございます。残る4つのキーワードに伴う具体的な内容について、現在、準備委員会で検討が行われており、全体構想がまとまるまでの間、当面はソフト事業を中心に中心市街地の活性化を図ることを方針としたところであります。

市といたしましては、この方針をもとに、コア美唄の空きスペースに市民ふれあいサロンを開設し、休憩場所やさまざまなイベント開催を持って、にぎわい創出の環境づくりに努めているほか、商工会議所、商業者、市が連携して取り組む市内でお買い物運動や1店逸品運動などもあわせて推進し、中心市街地の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、高齢者などの買い物についてありますが、これまで高齢者などの買い物に対しては、個人商店や企業、団体などが自らの努力で出張販売などに取り組んでおりますが、採算面など、さまざまな課題があると伺っております。

今回、J A美唄とコア美唄で実施する試行運行は、市民バス西線が運休となる土日や市民バス路線以外の地区についても運行されることから、買い物をする市民にとって利便性が高まるものと考えております。市と致しましては、試験運行の状況を見きわめながら、今後、市として何ができるのか検討してまいりたいと考えております。

次に、美唄市まちづくり会社についてであ

りますが、中心市街地活性化法を活用したまちづくりを行うためには、基本計画を中心市街地活性化協議会の意見をお聞きして、市が作成することとなっております。まちづくり会社の設立に関しましては、中心市街地活性化協議会設立準備委員会の議論を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、第6期美唄市総合計画における商工業の考え方についてであります。総合計画審議会に諮問した第6期総合計画素案においては、戦略の1つとして、地域資源を活用してにぎわいづくりを掲げるとともに、6つの柱では人と情報が行きかい、にぎわいが生まれるまちづくりの中に商工業振興を位置づけております。現在、商工業については依然として厳しい状況となっており、今後とも持続的な商業発展が可能となるよう計画策定に努めてまいりたいと考えておりますが、施策の方向性につきましては、今後、12月議会に提案予定の基本計画の中で現状課題を明らかにして、関連指標とともに示してまいりたいと考えております。

次に、福祉行政について、障がい者を取り巻く環境についてであります。初めに、障がい者の人数ですが、本年3月末現在で申し上げますと、身体障がい者の方が1,766人、知的障がい者の方が394人、精神障がい者の方が184人の計2,344人となっております。

次に、障がい者の施設数ですが、入所が5カ所、通所が6カ所の計11カ所で、これらの施設で働く職員数は、身体障がい者施設で60人、知的障がい者施設で274人、精神障がい者施設で5人の計339人となっております。

ります。

次に、今後の傾向ですが、施設及び職員数、さらに障がい者数とも増加傾向にとらえており、特に障がい者数においては、高齢者の増加に伴う身体的障がいや社会情勢の大きな変化から来るストレスなど、さまざまな要因が考えられるところであります。

次に、市政執行方針に示された具体的な施策についてであります。平成21年に第2期計画として、だれもが住みなれた地域で安全で安心して暮らしていけるよう、障がい者プランを策定したところであります。具体的な施策としては、自立訓練や、就労継続支援などの日中活動の場の整備や、公共施設のバリアフリー化や地域での生活活動に必要な移動支援や、コミュニケーションの支援など、地域生活支援の充実に努めているところであります。

次に、就労者や受け入れ事業者への支援についてであります。市としての障がい者雇用については、法定雇用率の確保に努めているほか、現在、子育て支援センターの清掃業務を初め、コスモス通りの清掃業務や市役所庁舎の玄関前の除雪業務を授産施設に委託しているところでございます。今後におきましても、障がい者の雇用拡充に努めてまいりたいと考えております。

次に、企業支援における国や道などとの連携強化についてであります。ふるさとハローワークの開設を契機に、求職者のさまざまな相談にきめ細かく対応し、就労に結びつけるとともに、市内の雇用状況などを踏まえ、職業能力の開発や雇用の維持及び創出に向けた取り決めを行うため、本年5月に国、道、

市内の各団体で組織する美唄市雇用対策連絡調整会議を設置したところでございます。この調整会議には、3つの部会を設け、その1つとして、障がい者雇用対策部会があり、7月に開催予定の部会の中でハローワークや道と連携をとりながら、障がい者の雇用に対する支援の方法などについて、具体的に検討することとなっております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 5番、高橋幹夫議員。

●5番高橋幹夫議員 自席から何点かご質問させていただきますが、一通り御答弁いただいた中で、4点ほどお伺いしたいと思います。

まず1つ目は、中心市街地活性化の現状についてですが、今後の全体構想をまとめる上で準備委員会での検討をされることについて、市の関係部長が参画しているということでございますけれども、市長が考えるまちづくりの基本的な考え方などというものは、この庁内議論というものをどのように進められて、そして、どのようなスタンスで準備委員会へ参加されているのかお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

それから、買い物難民の対策なんですけれども、民間での企業の実施はあくまでも3カ月間の試験運行というようなことで、運行の条件も限られ、場合によっては継続が不可能になる場合も想定されます。このようなことから、交通体制の見直しと同時に、朝市や夕市などのマルシェと言いますか、市場と言いますか、そういった臨時販売ですとか、また、その地域への商店の誘致というものの運動ですね、そういったものなど含めて、総合的にこの解消に当たっての検討が必要だというふ

うに考えますが、御見解をお伺いしたいと思います。

それから、まちづくり会社についてなんですけれども、設立の重要性の認識は十分理解していただいているという事で受けとめております。そこで、基本的な骨格が見えてから設立というようなことでございますけれども、やはり設立には本当にスピーディーな対応と言いますか、タイムリーに会社を設立していかなくちゃならない。当然先ほども申したとおり、民間の企業ですとか、商工会議所、地権者、もろもろの方々と総合的に調整を図っていかなくちゃならない、そういった意味で、設立に向けた手順ですとか留意点などあればお伺いしたいなというふうに思います。

それと、市政執行方針に示された具体的な施策ということで、これは、障がい者福祉の関係ですね。現在国では、障がい者自立支援法を見直しをしております。先ほどの御答弁に就労支援などの内容に記された障がい者プランということでありましたが、この辺のプランとの、今後の国の支援法の見直しとの整合性と言いますか、このプランの見直しみたいなものは考えておられるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 高橋議員の質問にお答えします。

初めに、まちづくりの庁内議論についてですが、第5期美唄市総合計画後期基本計画における福祉・環境・交流・経済振興を柱に、活力のあるまちづくりを推進するため、重点施策の進め方等について、これらの庁内議論を踏まえて議論を重ねてきております。

このような議論を背景としながら、各部長が中心市街地活性化協議会設立準備委員会の委員として参画しているところでございます。

次に、高齢者などの買い物についてであります。3カ月の試験運行の状況を見ながら、市として何ができるのか、今後十分検討してまいりたいと考えております。

また、朝市、夕市などの臨時販売や商店の誘致につきましては、事業者自らの判断により取り組まれるべきものと考えているところであります。地域からの要望も考慮し、市として必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、美唄市まちづくり会社についてであります。国においては、中心商店街区域の再生には、再生に向けた合意形成と機動的かつ着実な事業の遂行が求められ、このためには、機動的な経営判断と、継続的な事業活動のできる株式会社形態の組織としてのまちづくり会社が、民間主導で設立されなければならないと示されております。まちづくり会社の設立につきましては、このような観点から、中心市街地活性化協議会設立準備委員会の議論を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、今後の取り組みについてあります。障害者自立支援法は、平成18年にスタート致しましたが、現在、国において新たな法改正に向けて取り組んでおり、平成24年4月には施行されると承知していることから、今後も情報収集に努めるとともに、国の動向を踏まえ、障がい者プランにつきましても見直すこととしております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 暫時休憩いたします。

午後 3 時 0 8 分 休憩

午後 3 時 2 1 分 開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問中ではありますが、お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

次に移ります。

8 番、米田良克議員。

●8 番米田良克議員（登壇） 2010 年第 2 回定例会に当たり、私は大綱 4 点について、教育長に質問をいたします。

安田教育長に置かれましては、厳しい状況の中での教育長ご就任、お祝いを申し上げます。美唄の子どもたちのために、ひとつ、しっかりと汗をかいていただきたいということをお願い申し上げます。

さて、私の質問であります。1 点目は、教職員の服務等の実態に関する調査について質問をいたします。私は、労働組合の活動について雇用者が調査をすることは、基本的に間違っているとの考え方に立っております。間違っているというよりは、法律に触れる行為ではないかという認識であります。法を守ることを常に求める教育委員会が、違法行為

を堂々で行う、このことは信じられないことです。市内各学校の校長にも違法行為を支持し、違法行為に引き込んでいるという状況です。調査に協力しない教職員には職務命令の脅しまでかけて調査を強行しました。教育行政の業務としては100%あり得ない内容だというふうに考えております。私は以下の質問で、この調査の内容を市民の皆さんに十分に知っていただくという事と、教育委員会には学校を混乱させたことでの反省を求めたいというふうに考えております。

具体的には、1つ目として、調査の概要についてであります。この調査が実施されることになった経過を尋ねます。

2つ目は、調査の目的がどこにあるのか、このことについて明らかにしていただきたいと思ひます。

さらに、調査の実施主体、これは道教委だというふうに思ふんですけれども、それと、市教委とのかかわりがどうなっているか、これをお尋ねをいたします。

4つ目は、調査対象、これを、お尋ねをいたします。

そして、5つ目として、おおよその内容と大きく分けた分類ごとの項目数について尋ねます。

6点目、具体的な調査方法がどんなふうになされたのか。それもお尋ねをいたします。

2つ目として、美唄市の調査結果についてであります。実施上の問題点がなかったか。あったとすれば、どういうことであるのか、これをお尋ねをいたします。そして、調査結果がどんなふうだったか、そのこともお尋ねをしたい。そして、調査結果が出たことにつ

いて、教育委員会としての判断は、いかなうなものであるかということをお尋ねをいたします。

3つ目として、調査と労働関係法のかかわりについて尋ねます。

まず、その1つ目は、不当労働行為ということについての認識をどのように持たれているか、お尋ねをいたします。

そして、さらに、校長の労働法についての認識がどのようなものであるか、このことについてもお尋ねをいたしたいと思ひます。

4つ目は、調査実施が学校に残したものについて尋ねます。調査後遺症という言葉を使ひましたけれども、本来、学校というものは、よく言われますが、信頼関係が非常に大切だという事が言われてます。この調査によって、それが、崩れていないか。学校の現状についてはどのように把握をされているか、お尋ねをいたします。

それから、校内の信頼関係ですが、今申し上げました学校の中の信頼関係というものの、これが、心配のないことであるのか、校長会等でそれらの話題が出ていないのか、そのことをお尋ねしたいと思ひます。

大綱の2点目は、教職員の組合活動についてお尋ねをいたします。

まず、その1つ目は、教職員の組合活動についての認識を改めてお伺いしたいというふうに思ひます。

2つ目は、学校が多忙だということと言われるようになって大分時間がたちましたけれども、多忙な学校の実態と組合活動とのかかわりをどのようにお考えになるか、そのことをお尋ねをいたします。

3つ目、現在の学校の教職員組合ということと言いますと、組合に所属している先生と所属していない先生とがいるという状況になっております。組合員、非組合員という言い方をしますが、このことの問題点をどのようにお考えになっているか、お尋ねをいたします。

大綱の3点目は、日の丸・君が代の強制について質問をいたします。私はよくこの問題を取り上げておりますが、まず、その1つ目は、09年度卒業式と2010年度の入学式、今年の3月と4月ですね。この卒業式・入学式での日の丸・君が代の扱いについて、いろいろとお聞きをしておりますと、大分従来と状況が変わってきたというふうに理解をしているんですが、その状況についてお尋ねをいたします。

2つ目は、憲法と学習指導要領のかかわりについて、お尋ねをいたします。この憲法と学習指導要領というふういきなり言いましたが、ちょっとわかりにくいかなと思うんですが、どうしてもここに教育基本法というのが入らなければならないわけですね。私が、この問題でかなりの回数質問をさせていただいてますが、学習指導要領を適正に実施するという答弁が、いつもの決まり文句のようになっています。

教育基本法が2006年12月に強行改悪されまして、現行の教育基本法になりました。教育基本法は、教育の憲法と呼ばれて来たということ、御存じだと思います。憲法では、教育について大もとだけを簡単に述べる、これは憲法26条ですね、あとは、教育基本法が憲法の精神を受けて、具体的に組み立てる

仕組みになっております。憲法が全く変わらないにもかかわらず、教育基本法を変えるのは憲法を無視した行為だというふうに私は考えております。

教育基本法を改悪強行したのは、安倍総理大臣であります。この方は、強い憲法改正論者でありまして、憲法改正を安倍内閣の施策の第1にあげておりました。御自分の政治目標である憲法改正を行う露払いとして、教育基本法の改正を強行しました。2006年の12月15日の参議院本会議で決まったということですね。その後も続いた安倍内閣のその強権的な国会運営を見て、多くの国民は安倍総理の危険な考え方を見たわけですね。それで、この内閣に政治は任せられないとの判断があって、2007年7月の参議院議員の選挙で民主党を大勝させたわけです。選挙で大敗した責任をとらずに続投宣言をした安倍総理は、8月の末に突然政権を投げ出しました。

しかし、彼が総理大臣でいた間に成立した法律は、全部機能するわけです。最も影響の大きいのが教育基本法です。このような成立経過をよくよく考えれば、教育基本法の変った部分については、大もとの憲法はどうかと、このことをしっかり考えるべきというふうに考えます。関連教育3法のこともあります。そういう意味で、憲法と学習指導要領のかかわりについて、お尋ねをしたいという事であります。

3つ目、児童・生徒の人権保障と、個性豊かな人間としての成長について、これは、児童・生徒が学校で育つ間に、きちっと一人の人間として保障された学校生活を送ることが

できるかどうか。このことと、個性豊かな人間として成長していくということとは、大変深いかかわりがあるというふうに考えます。このことのかかわりをぜひお考えいただきたい。

ここは、日の丸・君が代の強制についてお尋ねをしているわけでして、最初に申し上げました学習指導要領を適正に実施するんだという委員会の考え方で言いますと、学習指導要領というのは、大綱的基準であるということが言われてます。この大綱的基準である学習指導要領が、具体的な、例えば卒業式・入学式の進め方について、細かく規定をするということは、私は誤りだと思うんですね。細かく規程をすればそれは大綱的基準ではなくなると。従って、法的拘束力を持たないという事になるわけです。児童・生徒が人権が保障されるというのは、子どもといえども思想・信条の自由がきっちり守られる生活が必要なわけでして、そのことをぜひ考えてみていただいて、お考えをお聞きしたいということです。

大綱の4点目は、学校統合についてです。同僚議員からも質問がございましたが、私なりの考え方で質問をさせていただきたいと思います。

東栄小学校の統合の現状についてであります。先日、新聞で東栄小PTAが統合についての承諾をするということで、教育委員会に伺ったということが報道されておりました。写真も大きく出ておまして、行かれた3人の役員の方のお名前も見ました。PTA会長さんが代わられたのだなという事を私は知りました。

3月の予算委員会の中でも若干指摘をいたしましたけれども、東栄小の統合問題では、PTAの方々の意向がなかなか厳しいものがあって、なかなか市教委が考えてるようには進んでいかないという状況があったということをお聞きしております。市教委が伺った統合の説明会などでも、統合相手の学校の内容について厳しい意見、そして条件と言いますか、そういうものを出して、なかなかその話が進んでいかないと、あるいは、統合には反対だということを明確におっしゃった場合もあるようですけれども、そういう中では、同じ地域で生活をしていて、学校の状況をよく知ってる者の一人として見た時に、これは、無理難題を言われているなというのが率直の私の印象でした。そして、組合活動のことにまで言及をされるという事で、これは統合問題議論とは全く別の問題だなということを強く感じておりました。

今回、現在の東栄小学校PTAの皆さんが統合を承諾されるということで伺ったということで、具体的作業が今進んでいるということをお聞きしました。これらの難しい問題について解決を見たというふうに考えていいんだと思うんですね。それらの経過含めて現状についてお伺いをしたいと思います。

ここまでの質問以上であります。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長安田昌彰君（登壇） 米田議員の質問にお答えします。

初めに、調査の概要についてであります。このたびの調査は先の衆議院選挙にかかわり、政治資金規正法違反により、過日、北海道教

職員組合幹部とその団体が起訴され、北海道の教育に対する信頼を著しく損なう事態となり、文部科学省から道教委に対し、任命権者として調査するよう要請があったことを踏まえ、道教委として、子どもたちや現場の教職員、保護者や地域の方々に対する不安や不信を取り除き、学校教育に対する道民の信頼を回復するため、法令や学習指導要領に反する違法な行為や不適正な行為が行われたかどうかなど、教職員の服務規律の状況などについて調査を実施する旨、道教委より通知があったところであります。

調査の具体的項目については、法令や学習指導要領に反する違法な行為や不適切な行為が行われていなかったかを問うものであり、客観的事実の有無を聞き取るものとなっております。教育委員会としては、道教委に対し、調査項目について何点か確認を行ったのち、本調査の実施について4月開催の教育委員会において、今回の調査については実施することと、実施に当たっては学校現場に混乱を招かないよう、校長を通じ、調査する場合、聞き取りに際し、個々の教職員に無理強いをしないことを確認し、各校長に指示したところであります。

なお、調査内容等につきましては、勤務時間中の組合活動に関する校長聞き取りが8項目、教職員の政治的行為等に関する校長聞き取りが2項目、長期休業期間中の校外研修の状況等に関するものが2項目、学校運営等の実態に関するものが3項目、教育課程の実施状況等に関するものが3項目、勤務実績の勤勉手当への反映に係る実施時の状況に関するものが4項目、職員団体との関係に関するこ

とが12項目、管理職選考に関するものが2項目となっております。

次に、美唄の調査結果についてであります。調査実施に当たっては、学校現場に混乱を招かないよう、また、信頼関係を損なわないよう、校長を通じて調査する場合、聞き取りに際し、個々の教職員に無理強いをしないことを校長に指示しながら、混乱なく調査は行われたところであります。調査実施の主体は道教委であり、調査内容については全ての報告データを集計し、点検した上で、教育局へ報告しており、現在道教委において調査内容を取りまとめ中と聞いております。

次に、調査と労働関係法のかかわりについてであります。本調査は、法令や学習指導要領に反する違法な行為や不適切な行為が行われていなかったかを問うものであり、地方公務員法第56条の不利益な取り扱いには該当しないものであります。また、校長の聞き取りに際しては、学校現場に混乱を招かないよう教職員に無理強いせずに実施してきたところでございます。

次に、調査実施が学校に残したもののについてであります。調査の具体的な項目や実施方法については、道教委として、文部科学省からの要請や道議会での議論を踏まえ、道教委の責任とその権限において決定し、実施したものであります。教育委員会といたしましては、校長等を通じ、調査をする場合、無理強いをしないよう学校長に指示し、実施したところであり、調査は混乱なく行われたものと承知しております。

次に、教職員の組合活動についてであります。労働基本権で認められている教育公務

員の職員団体は、その特殊性から労働三権に制限がありますが、職員団体主導の活動と権利は保障されなければならないものと考えております。

次に、組合員の減少等についてでございますが、教育公務員は、その勤務条件の維持・改善を図ることを目的とした組織である職員団体の結成が認められており、その団体の加入は教職員個々の意思によって行われるものと認識しております。

次に、卒・入学式における国旗・国歌の適切な実施についてであります。道教委はこれまで、卒・入学式における国旗・国歌の円滑な実施において、国旗・国歌の指導、あるいはその意義について意思疎通、共通理解を図るよう努め、全職員が一致協力して積極的に国旗・国歌の指導を行うような学校運営の配慮を行うことが大切であると示してきたものを、本年3月18日の通知において、まずは教職員の理解が図られるよう、粘り強く指導することとし、こうした取り組みにもかかわらず、それでもなお改善が見られない場合は、学校の責任者として、校長は職務命令を発することができること、として示してきたところであります。

市教委といたしましては、この通知に対し、これまで学校現場において学校長が中心となり、教職員の理解が図られるよう粘り強く指導してきた結果、年々改善が図られてきたことなどを総合的に判断し、職務命令は発しないこととしたところであります。

次に、憲法と学習指導要領のかかわりについてであります。教育基本法においては、その前文において、ここに我々は日本国憲法

の精神にのっとり、我が国の未来を切り開く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定するとあり、憲法は最高法規として教育行政を執行する上で基本に据えるべきものと認識しているところであります。また、学校教育法は、教育基本法の目的を実現するために施行され、その考え方を受け、学習指導要領は各教科の目標・内容について、大綱的基準を定め、法律の定める教育の実現を図り、教育の機会均等と学校教育の推進を維持するため公示されたものと考えております。

次に、児童・生徒の人権保障と個性豊かな人間としての成長についてであります。学習指導要領は各教科の目標・内容について、大綱的基準を定め、法律の定める教育の実現を図り、教育の機会均等と学校教育の推進を維持するために公示されております。また、学習指導要領においては、学校教育法施行規則に基づき、学校行事のうち意識的行為について学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機づけとなるような活動を行うこととして、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものと定められており、このことから、国旗・国歌を適切に指導することが必要であると考えております。

次に、東栄小学校の統合についてであります。平成20年12月以降、東栄小学校PTAとの懇談会を開催し、保護者の皆さんから両校の交流学習の実施や統合時のクラス編成での配慮など、さまざまな要望について意見交換を行ってきたところであります。この

ような経過を踏まえ、本年5月19日、保護者の皆さんから統合についての承諾書の提出をいただいたことから、今後、両校のPTAと教育委員会で構成する統合準備委員会を早期に設置し、来年4月の統合に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員 一通りご答弁をいただきましたが、再質問をさせていただきます。

服務に関する調査についてであります。政治資金規制法違反で、これがきっかけだということの説明であります。この政治資金規制法違反の問題で、個々の学校全てを調査するというのは、これは到底理解できないことですね。この事件は、調査を行う口実にすぎないのではないかなという感じがいたします。本当のところ、何が目的の調査なのか、教育委員会としてお考えになることがあればお答えをいただきたいと思います。

このような調査を行うことで、道民の信頼回復になるとの判断は正しいのでしょうか。学習指導要領違反が日常的に行われているとの認識が、校長や市教委にあるという事なのでしょう。また、服務規律に反する行為が日常的にあるとの判断をされたのでしょうか。法律違反があれば、これは法によって裁かれ、確定した罪は償うというのが当然であります。教職員個々人の組合活動を調べる事に何の意味があるのか、そのようなことを仮に質問されても答える必要などは全くないんですね。組合の活動について、今回の場合は校長だったようですけれども、校長から聞かれて、私はこういう組合活動をやっておりますというよ

うなことを答える必要は全くないんですね。労使不介入の原則があるわけですから、本来、こういう調査項目をつくるということ自体が、言って悪いけど漫画ですね。一般の組合員は、政治資金規正法違反については、全然関係がないと思うんですね。みんなで相談して政治資金規正法違反をやったわけじゃないんですよ。これは、だから現場とは何の関係もない。この点について、教育長はどういう認識を持っておられるのかお尋ねをしたいというふうに思います。

お答えはありませんでしたけども、この調査は、北海道中の学校の教職員全部を対象にすることだというふうに聞いております。組合に加入していない人からも組合の活動について問いただす、こういうやり方ということは、あなたがやりましたかということではなくて、ほかの人がやってることを見ましたか、聞きましたかという形の質問なんですね。こういうやり方は教職員間に、意図的に溝をつくるということになりはしないかという事を考えます。この点はいかがでしょう。調査に当たる校長から、この調査についての疑問、あるいは実施すべきでないなどの発言がなかったのか、お尋ねをいたします。

新聞によりますと、毎日新聞でしたけども、道教委に対して、市町村教委からの疑問が出されているということが書かれていました。宗谷管内では、年度当初の最も忙しい時期に実施しなきゃならない理由は何だということですね。それから、オホーツク管内からは、調査結果をどう活用するのか理解できないということとか、それから、非組合員にまで聞き取り調査をするのは大きな不信感を招き、

信頼関係を損ねる。それから、空知管内では職務命令が可能という根拠は何かと、こういう疑問が出されているということが書かれておりました。組合員にどんな活動をしているのかと問うという、この行為は組合活動への介入でありまして、当然、不当労働行為だというふうに言わなきゃならないと思いますが、このことを考えなかったのかどうか、お聞きをしたいと思います。

そして、先ほどまとめた項目をお聞きしましたけれども、具体的な質問票というので見ますと、こういうのがありますね。カンパ活動の実態について、過去5カ年あなたは職員団体からカンパ要請を受けたことがありますか。ある、ない、何とか、という答えですね。あなたは学校内でカンパの集金をしたことがありますか。ある、ない、あるいは記述。あなたは学校内でカンパの勧誘をしたことがありますか。それから、このカンパのうち、職員団体から特定の政党や候補者への支援目的のカンパ要請と特定できるものがありますか。ある、聞いたことがある、ない、わからない、とこういう答えを選ぶ形ですね。あなたは、これらの行為を見聞きしたことがありますか。これが、組合でない人への質問ですね。こういう中身ですね。それから、選挙運動について、これも過去5カ年です。あなたは選挙運動に関わる指令書と呼ばれる文書の存在を知っていますか。知っている、知らない、そういう答えですね。あなたは選挙区ごとの専従担当者になったことがありますか。あなたは個別訪問を行ったことがありますか。あなたはビラ配り・チラシ配布を行ったことがありますか。あなたは電話かけを行ったことがあ

りますか。あなたは支持者カードによる支持者獲得の取り組みを行ったことがありますか。こういう調子ですね。だからこれが、先程教育長が答弁された、こういう内容についての調査だということで、くくって言われることについて私は大変疑問があります。最初に申し上げた、この調査を行うべきではなかったという、そういう考え方を持っているというのは。

あと、教育活動に関する事柄であれば、これは個々の教職員に聞かないで校長が書くという部分もあるようですから、そういうのは可能だと思います。これらは、組合として活動する事柄を尋ねるというのであれば、繰り返しますが不当な介入だと。これは、法律的に言えば、不当労働行為という事になると。私は間違いないことだというふうに思いますね。多くの労働問題に明るい人たち、あるいは学者さん、弁護士ですね、そういう方々はこれは不当労働行為だと、紛れもなく不当労働行為だというふうに言ってますよね。

高橋教育長は調査をする根拠はないって言ったのかな、答えなかったのかな、要するにそれを明示しなかったですね、議会の中でも調査はやりますということだったわけです。これは、極めて問題があるという事を言わなければなりません。

2つ目のことですね、美唄の結果についてなんですが、集計をしたというふうに先ほど答弁がありましたから、集計を行ったとしたならば、美唄としては、おおよそその傾向はどうだったのかという事をお聞きをしたいと思います。

それから、調査と労働関係法のかかわりに

ついてですけれども、繰り返しになりますが、組合活動についての質問をすることそのものが組合活動への介入ですから、これは全くおかしいわけですね。労働組合法に触れるという認識がなかったのかどうかですね。調査に当たる校長は労働法を理解し、組合活動を正当なものとして認識しておられるのかと、私は尋ねてみたいというふうに思いますね。

今回の調査でも、先ほどの教育長の答弁では、無理強いをしないということを答えておりましたが、美唄では職務命令を発するというようなことは考えてなかったんだというふうに思います。ところが、このことが調査が行われるぞというふうになってきた時点ですよ、学校の中で職務命令をちらつかせる態度の良くない校長が複数は存在してるんですよ、美唄の中で。悪いですよ。お前ら今度の調査には協力せよってな調子ですよ。これらは、今いただいた答弁とは一致しない中身なんですよ。これらをどんなふうにお考えになるのか、お聞きをします。

また、聞くところによりますと、これはごく最近のことですけれども、学校の中の管理職というのは校長と教頭といるわけですが、教頭の中に、明らかな組合敵視の言動を取る人がいるということです。これはごく最近の事例ですけれども、学校の教師の一人が、家族の不幸があったんですね。その方は組合に所属している方だということで、その学校から出ている組合の役員が、組合事務所から学校に電話をして、葬儀についての情報を教えてもらいたいという事を教頭に頼んだんですね。そしたら、「そんなことができるか。」という返事ですね。それで、業務終って遅くなって

から、学校へ書かれてるものを取りに戻ったそうです。そしたらまだ教頭がいて、「俺が何で組合に協力しなきゃならんのだ。」「いや私個人ですから。」とその人が言ったら、「それならなおさらできない。」って言って、職員室の入り口の戸をダーンと蹴っ飛ばしたそうです。横にあった懐中電灯が落ちて壊れた。そういう暴力的な行為というのが、そう珍しいことでないんだそうです。私はこの話を聞いて、これは危険な人だと、学校において置ける人じゃないと、そういうふうに率直に感じました。子どもたちの前でも、どんな言動をするかわからない。この問題とはちょっと離れるかもしれませんが、調査にあたる校長ではありませんから、直接調査に関わって教頭がどうこうってことは多分ないと思うんですけども。こういう状況について、どんなふうにお考えになるかお聞きをしたい。

それから、残したものについてですけれども、調査項目とか方法は道教委が決めたものでも、調べられる側で、調査が妥当なものだという認識がなければ、無理やりやると、強行実施ということになると思います。影響が残って当然ではないかなと私は心配をします。そのようなことは調べてみてなかったのかどうか、校長からは何の問題もないと。先ほどの答弁では問題ないということでしたけれども、その辺の確認ができていいのか、その辺をお聞きしたい。

学校の中で教師の人間関係が損なわれることによる被害というのは、結局、子どもが受けることになるわけですから、その点が大丈夫なのかどうかをお聞きをしたいということです。

大綱2点目の、職員の組合活動についてです。職員団体としての活動と権利は保障されなければならないという答弁でした。この考え方については当然なんですけれども、法律があるから保障されるべきだというふうにお答えになるか、また、労働者の基本的人権尊重の考え方に立つべきだという考え方で、美唄の教職員についても組合活動を尊重しなきゃならないという認識があるのか、失礼な話なんですけど改めてお尋ねをしたい。もし、尊重するという考え方に立たれるのであれば、校長にも同様の考え方を指導していただきたいというふうに考えますが、どうでしょうか。

それから、多忙な学校と組合活動のかかわりについてであります。お答えにありました、加入は個人の意思によるというのは全くそのとおりです。任意加入ですね。私の経験で言いますと、私が勤め始めた頃、ほとんどの学校は全員が組合員でした。勤めた当時は、まだ校長も組合員だったんですね。組合の役員をされる校長さんもおられたんですね。給料はとても安くて、生活レベルも低かった。学校の教師は、貧乏な仕事の見本のように言われたんですね。給与を改善を目標に組合は活動をしていました。どうしたら賃金闘争に多くの組合員が参加するようになるか考える、努力をするという事を重ねましたね。賃金闘争の積み重ねで徐々に給与は改善され、公務員給与ですから、人事院勧告によって変わっていくわけですが、人事院勧告の実施時期は4月だと、まあ、最近では給与上げる勧告もめったに出ませんから、そういうのもあまり経験がないのかもしれませんが、人勧の実施は4月なんですけれども、勤めた頃は翌年だ

ったり、あるいは、11月とか10月とか、10月っていうのが多かったですかね。それが、賃金闘争の積み重ねによって、人勧の実施時期も1年に1カ月ずつ前進をするという事で、何年かかかって、やっと正規の4月実施にこぎつけるという、そういう状況だったですね。その頃は組合に入らないとか、入っていたけど脱退するとか、そういう教職員は皆無でしたね。だんだん日本は経済が発展して国民の生活レベルも上がって、私が学校を離れるようになる頃には、新採用の教師が車を持ってるということも別に特別なことではないという状況に、生活のレベルが上がってきたと。物質的に見るとそういうことですね。現在の学校が置かれてる状況は、私には正常な姿だというふうには映りません。文科省、道教委、市教委とさまざまな締めつけが学校におろされて、3月の、先程、紫藤議員が取り上げた問題などのように、教室での教師の具体的な指導内容にまで道教委が口を出すという異常な事態に直面してますね。ここまで来る過程では当然のことですけれども、組合はさまざまな取り組みを行ってきましたね。その多くは、子どもたちの教育を守る内容でした。ここ10数年は、あわせて学校が非常に多忙になったと。本来の仕事と自分たちの権利を守り、子どもたちの教育を守るには、多忙は何倍にもなっていくというのが現状です。このような中で、組合を離れる教職員がどんどん増えてきたという状況ですね。正規に仕事を、子どもを指導する、教えるという仕事をやった上に、さらに組合の活動までもできないという負担の過重ということを経験にされるケースもあるのではないかと思います。

います。私は詳しくは存じません。組合を離れる原因はさまざま、それぞれの事情があるかと思います。ただ、学校が多忙化してしまって、教える仕事そのものの時間を削らなければならない、準備が十分にできないとか、子どもたちとゆっくり、小学校低学年であれば遊ぶ時間がない。子どもの悩みをしっかりと聞く時間がないとか、そういう状況に置かれていることと、一方で、ますます組合としての活動が忙しくなるということ、ここのかかわりは決して無関係ではないんですね。ですから、その辺のところでもし、教育長としてお考えがあれば、お聞きをしたいというふうに思います。

それから、組合員と非組合員がいるということの問題ですけれども、組合に参加することの意義を感じないという方は、これは組合を離れるということになると。仕方ありませんね。かつては、4月に採用されたら、それは即組合員だという時代もありました。最近では、組合に入るまで時間がかかる。半年かかる、1年かかる、3年かかる、さまざまなケースがあるようです。しかし、学校は常にチームワークが求められていますね。校長がチームリーダーで、いかにそのチームワークをうまく組み立て機能させるかということが、学校がうまく仕事を回していく1番の基礎だと思いますね。組合員、非組合員という、そういう問題がなくても、なかなかチームワークがうまくとれないというケースもあります。なかなか難しいものです。

私も自分で経験してますけれども、学校が荒れるということ、私は中学校でしたけども、学校が荒れるというのは今珍しい話ではない

わけですね。それも大荒れにぶつかったことがありました。その時、荒れる状況を何とか打開したいということを考えますから、一生懸命みんなで話し合うわけですね、どうするのがいいのか。PTAの皆さんも心配されて、校内巡回も毎日のように何人もの方が来てやってくれるという状況に、それでも問題は全然解決に向かわないんですね。そこで、話し合いを重ねたというふうになった時に、今現在、荒れている学年の子どもを指導している先生と、他の学年の先生方と話がだんだんかみ合わなくなっていくんですね。これは大変難しい問題でした。なかなかそれは簡単に解決できないということですよね。それら含めて、私は、今回の調査というものが、本来組合員である、組合員でないということで、学校の中に溝があってはならないわけです。これは多分、学校長も苦労しながらまとめ上げていくということを考えてると思うんですね。けれども、さっき申し上げたように、組合員の行動について、組合員じゃない人から聞き取るということをやることが、何の影響もないということにはならないということを思いますね。改めてお尋ねをしたい。

それから、日の丸・君が代の強制についてです。先ほどの答弁で、道教委は、なお改善が見られない場合は、校長は職務命令を発することができるとの通知を出した。これまでの粘り強い指導で年々改善が図られたことなどを総合的に判断し、職務命令を発しないこととした。という答弁をいただきました。これは賢明な判断をされたというふうに思うんですね。道教委は今年の、恐らく2月までこの問題に職務命令はなじまないという考え方

です。ずっと来たんですね。ですから、組合との交渉では、そのことをはっきり答えてきた。それが今年、突然方針が変わったんですね。それは、自民党の圧力に屈したのではないかということの疑いを持っています。2月に衆議院・参議院議員の2人の議員が北海道へ来られて、自民党の方です。道教委と話をしている。内容が調査ですね。その後も通知を全道に出している、2月24日付けですね。その中では何と言っているかということ、北教組との従来の交渉確認などはありません。一切ありませんということ、24日の通知で打ち出した、極めて乱暴なことです。私は、時系列の動きから言って、自民党の圧力があったということだなということを考えました。そのことを考えたのは私だけじゃありません。これらの動きとの関連は全然承知しませんけれども、3月9日の、美唄への調査というのも道議会、自民党の日の丸・君が代強制を徹底させたい、そういう動きの中で国会議員の動きと歩調を合わせたように、私の目には映ります。5月の12日だったと思いますが、プレス空知に卒業式・入学式の状況を取り上げた記事が載りました。入学式だったかもしれませんが。これに美唄の学校の名前が出たんですね。教師が不起立であるということ。6月になって、プレス空知に地元道議の道政報告が載りました。ここでも同じく入学式での不起立ということで、学校の名前が取り上げられました。そして、その文章の中では、思想・信条を教育現場に持ち込む北教組の行動は、そこで教育を受ける子どもたちにとって不幸な出来事であり、是正を求める市民や保護者の声が数多く寄せられていることから、道議会で引き

続き議論してまいります。というふうに書かれていました。プレス空知の5月の記事と、この道議の報告とは、美唄の学校の名前が書かれる部分がよく似た表現だなというふうに、これは私の感じですけど、感じました。そして、思想・信条を教育現場に持ち込む北教組の行動というふうにお書きになってますけれども、ここでの思想・信条というのは、君が代の時の不起立、立たないということを指すというふうに私は思います。これは北教組が学校に持ち込んだのではなくて、教師一人一人の考え方、すなわち思想・信条ですね。これですよ。この行動が子どもたちにとって不幸な出来事だというふうに言われてますけれども、教師というのは、皆自分の思想・信条持っておりますね。それを基本に教育という仕事をしています。自らの思想・信条を持たない人間はいません。子どもたちの指導も自らの思想や良心、信念に基づいて行っているはずです。自分に何も持たない教師、そういう人はいないと思うんですけども。もし、いたとしてですよ、そういう教師に教えられるとしたら、それこそ子ども達は大変不幸なことだというふうに私は思います。是正を求める声が数多くあるというふうに言われてますけれども、それは、私には信じられません。美唄の子どもたちには、しっかりとした学びを重ねてもらい、自分の考え方を持ち、自らの信念や考え方で発言したり行動できる、そういう一人の国民として育ててほしいというふうに私は願っています。この考え方について御意見があれば、お聞きをしたいというふうに思います。

私は、2月のお二人の国会議員が北海道へ

来られて、道の教育長とお会いになったということから、3月の18日にも改めて通知が出てますけども、これら一連の動きというのは、自民党の動きと関連して言えるという疑問を持てますけども、この考え方についていかがかということをお尋ねしたい。

さっき申し上げた2月24日の道教委が出した通知の中だったと思いますけども、卒業式に関することは、管理運営事項だという言い方をしてるんですね。管理運営事項というのは、要するに校長の一存で決めることができることだということなんです。管理運営に当たるのは校長だから。管理運営事項は、校長の一存で決められるという、そういう考え方です。

卒業式であれ、入学式であれ、これは、学校の中での言い方としては儀式的行事という言い方をしているところが多いですね。式という言葉を使わないで、卒業生を送る会とかね、お別れの会とか、そういう名称を使っているところもあるようですけど、まだ、式が付くのが一般的でしょうかね。儀式的行事というふうに言いますけれども、学校行事であることに間違いはないんですね。しかも、卒業式というのは、卒業する子たちにとっては、学校で最後の教育を受ける日です。入学式は、最初に教育を受ける日ですね。ですから、どう、卒業式であれば、小学校6年、中学校3年の学びに残る在校生たち、そして、教師たち、列席していただける保護者の皆さん、いかに大きな拍手をもって子ども達を送り出すか。みんなのその喜びの顔でいかに送り出すか。入学式であれば、どう優しく迎えるかということ。そのことに毎年しっかり時間をか

けて検討して、卒業式や入学式をつくりあげるわけですね。それを管理運営事項だというふうに片づける道教委の感覚というのは、全く理解できません。教育を知っている人の言葉とは到底思えない。

それから、交渉確認を全く、従来ずっと何年も積み重ねてきたものを反故にしてしまったという、これらは全く理解できない事柄だというふうに言わざるを得ません。憲法と学習指導要領のかかわりについては、私がお尋ねした事柄については、余りお答えいただける答弁でなかったというふうに思います。ぜひ、成立の経過をお話しいたしましたけれども、その改正教育基本法ですね、現行の教育基本法、そして、それを強力に推し進めた安倍さんの話、これら含めて、どういう考え方にお立ちになるかということですね。改めてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、児童・生徒の問題ですね、人権保障の問題。児童・生徒の学ぶ権利とか、一人の人間として成長する権利を保障するのが義務教育の役割だというふうに思います。強制によって役割を果たすことができるのかという考え方ではないと思うんですけど。そういうことをお考えになるのか、そのことをまず1つ尋ねたい。

それから、国旗・国歌を適切に指導するということを常に言われますけれども、児童・生徒に強制をする、それから教師に強制により指導させる、これが適切な指導と言えるのかどうかです。そのこともお尋ねをしたいと思います。よく言われるのは、子どもの内心まで立ち入って強制をするものではありません、という答弁をされるわけです。これは非常に

わかりづらいお話だというふうに思いますよ。

これちょっと調べていたら古いのが出てきたんで、ちょっと出しますが、2001年3月17日の北海道新聞です。夕刊に時々小学生新聞というのが入ってきます。今も入ってきます。これは小学生新聞第311号「ふむふむ」とかっていうタイトルが付いてますけど、この号で、日の丸・君が代と卒業式というのが取り上げられてるんです。これ書いたのは、編集委員の上出さんという人です。「道内ではこの時期、小学校の卒業式が一斉に行われます。どの学校も感動的な卒業式にしようといういろいろ工夫する中で、おじさんには気になることがあります。」おじさんというのは上出さんのことです。「それは、一部の卒業式が国旗・国歌問題のためにぎくしゃくしていることです。ちょっと難しいかもしれないけれど、大切な問題なので一緒に考えてほしいな。まず、卒業生の主役たちは、日の丸・君が代にどんなことを思っているのか。ふむふむの読者と通信員を中心に道内各地の6年生15人に電話で聞きました。15人のうち3人が、先生から家族が反対している場合は君が代を無理に歌わなくてよい。などと教室で説明を受けています。先生がなぜこんな説明をするのかわかるかな。少し解説をするね。国民やアジアの人々を苦しめたかつての戦争のシンボルであった日の丸・君が代が、2年前に強い反対の声を押し切り、法律で正式な国旗・国歌と決まった時に、政府の責任者は国民に強制はしないと約束しました。ところが、実際には、卒業式で子どもたちに君が代を歌わせるための指導や圧力がどんどん強まり、これに反対する先生は首さえ覚悟しなけ

ればならないんだよ。そんな中で、一部の学校では、君が代斉唱の無理強いはしないことを児童や父母に説明しているわけなんだ。15人のうち7人が自分の意見を語ってくれました。卒業式に国旗・国歌はあった方がよいが3人、押しつけはよくないが4人、札幌の女子からは、一応起立はするけど、君が代は口ばくかな、との茶目っ気ある言葉が返ってきたよ。君が代を完全に歌えると答えたのは一人だけでした。心温まる卒業式を行ううえで、国旗・国歌は実際には重荷になっていて、先生がいろいろ苦勞している様子が今回の取材で浮かび上がりました。おじさんが気がかりなのは、いろいろな意見があっていいのに、先生たちが国旗・国歌の押しつけに反対することを何か悪いことでもするようにとらえる一部の風潮です。国は、最近個性を育てる教育をなどと大宣伝していますが、本当は、先生や子どもを国家の都合のよいように飼いならし、型にはめようとしているのかなと疑ってしまいます。みんなはどう思うかな。」こういう記事が道新小学生新聞に載ってる。現在の道新がこの記事を書くかどうかはわかりません。新聞も時の変化とともに変わるということもありますからね。ただ、小学生が読んでも分かるように、うまく、別にこれは創作ではないと思う。実際に調べて書かれた事柄だというふうに思います。ですから、このほかに、現在の状況についてもうちょっと説明をしますと、昨年から今年にかけて、北海道各地で起きている事態はかなりひどいですね。子どもを大事にしている学校で起こる事態とは到底考えられないようなことが、あちこちで起きています。それは、まさに強制そのも

のですね。それでも多分それらの土地では、
うちは適切に指導しているんだという言い方
をしてると思いますね。

例えば、日本海のある町では、卒業式・入
学式に道教委が調査員を派遣するという話、
ご存知だと思いますね。全部の学校ではなか
ったようですけども、美唄も何校かあたった
んでしょうかね。道教委から人が来て、卒業
式・入学式の状況を見るということですね。
そして、必要があれば指導するというのを、
今年、道教委はやってるわけですよ。そのこ
とに慌てた校長は、卒業式の練習の時に子ど
もたちが歌う君が代の声が小さい、大きな声
で歌えるようになるまで帰さない、というふ
うに怒鳴ったそうです。見ていたその学校の
の先生が、いやいや、こんな人でなかったの
になというふうに感じたんですね。この子ど
もを怒鳴りつけるという話は日高でも起きて
ます。もっと口を開けろ、しっかり歌えとか、
私はかつてはあんまり歌えまで言わなかった
ですね。立つだけ立ってくれて話したんで
す。曲もテープ、歌なし、歌なしのテープを
流す。それがそのうちに歌ありになってね、
最近は伴奏もという話になってきつつあるん
でしょうか。そして、立つことに重点を置き
てるんですね。だけど、子どもならね、這え、
立て、歩めとかって、そういう順番があるん
です。立っちゃったら、次は歌えなんです。
初めは蚊の鳴くような声でもいいんですよ。
そのうちにだんだん声が小さい、しっかり口
をあけて、次何来と思います。心を込めて
が来るんですよ。心を込めて歌え、しっかり
正面の日の丸を見つめて歌いなさい、こうな
りますよ。そういう指導が、今道内各地で始

まっています。嫌な時代になったと思いません
か。自分が子どもだったらというふうに考え
てみてください。こういうことが今進行中な
んですよ。私はだから、前から言ってますが、
教育委員会がこういうことに手を貸すべきで
はないというふうに考えてます。地方教育委
員会の役割というのがあると思うんですね。
中央から風が吹いてきても、しっかり住民の
ために風をはねのける役割を教育委員会が果
たすと、そういう立場であってほしいと思っ
てます。

最後の東栄小学校の統合の問題ですが、具
体的な作業の進み方について、例えば、統合
相手である東小へ行っての話し合い等も行わ
れたと思うんですが、それらの様子など、お
聞かせいただければというふうに思います。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長安田昌彰君 米田議員の質問にお答
えします。

初めに、調査の概要についてであります。
文部科学省からは、公務員である教職員が政
治的行為の制限に違反するなど、違法な行為
を行った事実があるか、勤務時間内に組合活
動として学校のファクシミリを使用した違法
な行為があるかなどについて道教委に対し、
任命権者として事実確認するよう調査要請が
あったことや、道議会においても教職員の服
務規律の確保等について、さまざまな議論が
なされたことを踏まえ、道教委として、教職
員の服務規律の状況などについて、調査を実
施する旨の通知があったところであります。
今回の調査は、地方教育行政の組織及び運営
に関する法律の規定に基づき、道教委が行う
こととしたもので、市教委といたしましては、

調査の実施に当たって、学校現場に混乱を招かないよう、無理強いをしないことなど、調査の具体的方法と手順について、校長に指示したところであります。

次に、調査結果についてであります。今後、道教委において文部科学省と道議会に報告するとともに、公表することとしております。

次に、調査と労働関係法とのかかわりについてであります。今回の調査は、法令や学習指導要領に反する違法な行為や不適切な行為が行われていたかどうかなどを、教職員の服務規律の状況について調査が行われたものであります。調査にあたっては、校長に対し、調査の趣旨を十分説明し、学校現場に混乱を招かないよう対応してきたところであります。

次に、調査の影響についてであります。今回の調査は、道教委が任命権者として全国一律に実施したところであります。教育委員会としては学校現場に混乱を招かないよう、また、子どもたちに影響を与えないように配慮することが重要との考え方から、無理強いをしないよう学校長に指示し実施したところであり、調査は混乱なく行われたものと承知をしております。

次に、教職員の組合活動についてであります。日本国憲法第28条では、勤労者の団結する権利及び団体交渉その他団体行動をする権利はこれを保障する、とあり、公務員としての範囲の中で基本的権利として保障されるべきものと認識しております。このことは、組合員、非組合に関わらず尊重すべきもので、その内容については、管理職においても認識しているものと考えております。

次に、学校運営についてであります。今回の調査は、職員の服務規則の状況などについて調査が行われたものであります。学校教育というのは、基本的に教師と児童・生徒の信頼関係によって成り立ち、また、それを生み出すのは教師相互の信頼関係であると考えており、校長のリーダーシップのもと、協力・共同して教育活動を推進していく事が重要であると考えております。

次に、国旗・国歌の実施についてであります。道教委は、儀式的行事における国旗・国歌の実施については管理運営事項であることから、交渉事項にはならないという通知を改めて出してきたところです。また、今回の報道機関による記事の内容については、報道機関の責任において行われたものと考えております。

次に、憲法と学習指導要領のかかわりについてであります。国旗・国歌につきましても、国の象徴としてあるわけですが、それに対する国民感情といったものは、さまざまなものがあり、もちろんその背景には歴史的認識や、色々な価値判断があるのも事実でございます。そういった中で、卒業式・入学式における国旗・国歌の取り扱いでございますが、基本的には現在の日本社会では、国民に広く認識され、さまざまな意見もありつつも、適正に実施することが必要であると考えているところでございます。

次に、国旗・国歌の指導についてであります。学校の教育活動は、学習指導要領に基づき適正に行われる必要があります。子どもたちへの指導については、児童・生徒の内心にまで立ち入って強制しようというものでは

なく、教育上の配慮のもとに適切に指導を進めていく必要があると考えております。

次に、東栄小学校の統合についてであります。これまで、さまざまな要望が出ておりまして、PTA等と意見交換を行ったところであります。保護者の皆さんからは、子どもたちにとってよりよい教育環境をと、そういう思いから、このたび承諾書の提出があったものです。今後、両校の特色や良さを生かしながら、保護者や学校関係者と、新たな東小学校をつくりあげるといふ、そういう思いを持って、今後、準備委員会等、さまざま準備を進めてまいりたいと、このように考えております。

●議長内馬場克康君 8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員 お聞きをした部分でお答えをいただけてないものが、幾つかあります。それを含めてやりたいと思いますけども。

1つ目の、この調査の問題ですが、違法行為を問うという、そういう説明ですね。この調査が、地教行法の54条の2の対象になるのかということの疑問があります。私が使ってるこの教育小六法では、過去の判例などが載ってますけども、どうもこういうのが対象になるようには思えないですね。むしろ、違法行為があるというふうに、そのことが心配だということであるならば、通常告発をするという事によって、その公権力による捜査が思われてるということになるわけですね。ですから、不当労働行為云々ということ言われながらやらなくてもいいというふうに思うんですけども。その辺、どんなふうにお考えになるのかね。

よくよく読んでみたんですけども、どうも

ぴんと来ないというかな。この判例の説明に出てくるのは、全国一斉学力調査とか、教育条件整備のための行政的調査、あるいは、要するに教育活動に関してなんですね。当該行政区域内の教育に関する事務について必要な調査、これが必要な調査だというふうに県段階が言えばそういうふうになるのか、それはわかりません。それから、指定統計調査以外で国が行う学力調査と委託統計調査ですね。だから結局ね、この法律の想定からは外れてる中身だと思うんですね。今回の調査内容というのは、さっきから言ってますが、どだい組合の活動について学校長が調査するなんていうのは、あるいは教育委員会が調査をするというのは、やっぱりありえないことなんですね。あり得ないことだから、法律見ても出てこないということだというふうに思いますよ。その辺は、今お答えが出なければ、それはそれでも結構です。でもぜひ、その辺を納得いく説明ができるように調べてみていただきたいというふうに思いますね。調査そのものに無理があるのではないかと申し上げたい。

それから、美唄のことについては答えられないということだから仕方ないですね。

それから、労働法のかかわりについてのことですけれども、学校というのは子どもたちが学ぶ場ですね。学ぶ場です、学校というのは。でも同時に、教職員にとっては職場なんですね。自分が労働を提供する職場だということです。職場には働く人と、それから管理する人とがいるわけです。その中で、日々暮らしているということになると、働きやすく、それから、働かせる側とすれば、いい仕事を

してもらいたいということ。この両者の要求が合致する場面では妥協もあるわけです。そういう中で生まれてくるのが、労働慣行と言われるものです。規則上はこうなってるが、慣行でこれでいいと、こういうことが可能だと。労働慣行というものについて、どういう考え方をお持ちになっているかということ、労使双方が了解して慣行としている内容まで違法だ、違法だというふうに言うてしまうということは、これはお互いに不便な状態に陥っているんですね。

それから、労働慣行の1つとして考えられるのは、職場ですから、組合員に物事をいろいろ知らせるというために、私どもが言っていたのは組合掲示板というのが職員室に設置されて、そこに組合関係の連絡文書とか、必要なものは張り出すんですね。それはだから、組合が管理しているということです。これも、子どもの教育だけを考えれば、教育に関係のないものを職員室に張るというのはいかなるものかという考え方になります。しかし、そこは職場ですからね、職場に働く人達の、いわば職員室というのは職場の拠点な訳ですよ。そこに当然、組合掲示板があるというのはごくごく当たり前の話なんですね。ところが、今回のこの調査後、美唄の中でもですね、組合掲示板を外せって話が出てきてるそうです。私はとんでもない考えだと思いますね。実は道内各地で組合掲示板を外せって話が出ているというのは聞いてました。ところが、まさか美唄でと思ってたんですが、美唄でも出始めた。労働基本権をきちっと保障するという考え方に立つとしたらですよ、労働慣行の尊重というのは極めて大事なんですよ。そ

こらあたりを教育委員会がしっかりした判断を出していかなければ、それは、それぞれ個々の校長勝手にやりますよ。それは混乱のきわみですよ。調査が新たな混乱を生み出すということになるんですね。この辺のところをしっかりと1つお答えをいただきたい。

それから、先ほどお尋ねした教頭の問題、考え方をぜひ聞かせてください。それから、学校に残したもののについてですね。これも、なかなか難しいんですけども、教育委員会は調査を実施する側です。調査を受ける側の立場、気持ちというものをしっかり考えてくださいということです。そこら辺を考えなかったら、新たに職場に発生する問題というのは考えられない。想定すらできないと思いますね。よく考えていただきたい。職場の信頼関係というのは、これからの問題ですから、調査は今終わったわけですからね。だから、これらをきっちり維持していく。あるいは、もし壊れかけているなら修復をします。そういうことについて、考え方をお聞かせください。

それと、組合活動、先に言っちゃいました。具体的に働く者の権利を保障するんだという立場、雇用主ですからね、言えば。本来、道教委なんだけど、服務監督権持ってる教育委員会ですから、働く人たちが気持ちよく働ける職場にするかどうかということは、大きくは、やはり教育委員会にかかっているわけです。そのところ、明確に考え方を打ち出すということと、管理職の意識をどう指導していくか、そのことについてお考えをお聞かせください。

それから、多忙の問題についていろいろ申し上げましたけども、教育長から直接お答え

がない。そのことはひとつぜひ答えていただきたい。

それから、申し上げました組合員とそうでない人の問題は、表面的には何の問題もないかもしれません。しかし、なかなか簡単ではない。校長によっては、都合よく組合員でない人を利用するということをやっている人がいます。何か言われそうな事柄は、全部その組合員でない人のところへ持って行くんですね。組合員でない人は断れない。その弱みにつけ込んでるわけですね。そういうことは、やはりやっちゃいけないんですよ。組合員であるに関わりなく、全く公平に扱って、職場の中でうまくチームワークづくりをするという、それが校長の役割ですよ。そのことをしっかり指導してもらいたいと思いますけども、いかがでしょうか。

それから、日の丸・君が代の強制の問題、私は自民党の筋書きに道教委が乗ったからだというふうに思ってますけども、そのことについて考え方を聞かせてください。管理運営事項だと言って簡単に片づく問題ではないでしょう。

最後になりますが、日の丸・君が代の子どもの問題ですね。内心にまで立ち入って指導するものではないと。これは、さっきちょっと申し上げましたが、美唄では怒鳴る校長までは、まだ聞いてません。だけど、出てきかねないんですね。そういう、前に申し上げたことありますけども、内心というのは本来、外へ明かすものではないんですよ。明かせないから内心なんですよ。けども、立つか立たないかとか、歌うか歌わないかとかという外へ出る現象を求めるわけですから、いやお

うなしに自分の内心をさらさなきゃならないということになる。それは、何年生ならわかる、わからないという問題、線は引けないと思います。それでも、小学生でも3年生、4年生になればね、結構自分の考えというのがある。そういう子達に、要するに先生の言うとおりに黙ってやれということですよ。なんでも先生の言うことに黙って従えということ普段からやっていると、それはそういう学校だっていうことになるから、子どもは疑問持たないかもしれません。しかし、このことだけは、黙って先生の言うことを聞けという指導をしても、それは子どもが納得してないですよ。やはり、子どもの気持ちを大事にするという考え方を、しっかり、本気で教育上の配慮というものをする。それは、さっき、小学生新聞でちょっと紹介しましたがけども、一部の学校では君が代斉唱の無理強いはいらないことを児童や父母に説明しているというくだりがあったでしょう。やはり、そういうことを考えるべきなんですよ。そうしなければ、子どもの気持ちが伸び伸びと育つということにならなくなっちゃう。美唄の子どもたちを、立派な一人の国民として育て上げたいというふうに考える。立派なというのがね、その物差しが人によって違うかもしれないけれども。やっぱり、自分の考えをしっかり持つ、必要なところで自分の考えを述べることができる。これ日本人に求められてますでしょう。今そのグローバリゼーションということは言われている。そういう中で、日本が生き残っていくために何が必要か、日本人は意見言わないと。これはおかしいというふうに、外国人から見られてるわけでしょう。自分の

主張があり、自分の主張をしっかりとできるということは、これから世界で生きていく人間にはどうしても必要なことなんです。そういうことをしっかりと育てるためには、黙って言うこと聞けという教育じゃ、そういう子どもはできないですよ。そういうことをよく考えて答弁してください。

東小での話し合いの様子、もし、やられてるんだったら、ちょっと聞きたいと思います。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長安田昌彰君 米田議員の質問にお答えします。

教職員の職務等の実態に関する調査でございますけども、これにつきましては、先ほど申しましたように、調査の主体は道教委にあり、実施に当たっては地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、市町村の区域内の教育に関する事務に関して必要な調査の報告の提出を求めることができると考えております。今後、これにつきまして、先ほど御指摘もあり、今後検討もしてみたいと、このように思います。実施に当たっては、校長に無理強いしないように指導してきたところでございます。

次に、労働慣行の件でございますが、あわせて、教頭先生の状況についても御指摘されました、今後、実態等把握に努め、必要に応じては、校長会等を通じて適切に対応してまいりたいと思います。

次に、調査実施が学校に残したものでございますが、このたびの調査は、子どもたちや現場の教職員、保護者や地域の方々に対する不安や不信を取り除き、学校教育に対する道民の信頼を回復するための調査であり、内容

は客観的な事実の有無を聞き取るものであります。調査に当たっては、学校現場に混乱を招かない。また、子どもたちに影響を与えないということに最大限配慮しながら実施したところでございます。いずれにいたしましても、子どもたちが落ち着いた環境の中で授業を受けられること、そして、教職員の相互の信頼関係、こういうものが大切でございます。今後、調査等を行うにあたっては、十分、そういう点を踏まえながら、また十分道教委とも協議しながら対応してまいりたいと思っております。

次に、教職員の組合活動と管理職の認識についてでございますけども、教育公務員はその特殊性から労働三権に制限があるものの、団体の正当な行為など不利益な取り扱いは禁止されてございます。このことは、管理職として認識しているものと考えておりますが、今後、いろいろな機会を通じまして指導してまいりたいと考えてございます。

次に、教職員の多忙化についてでございます。このことについては、学校現場がそういう状況にあるということは認識してございます。これにつきましては、今まさに学校現場、そして市教委、道教委、それぞれの立場での改善に向けて取り組んでるところでございます。現場においては、さまざまな事務改善、会議の簡素化、あるいは私どもも昨年教職員の皆さんにパソコンを1台ずつ配置する、あるいは校内LANをつなげる、また、必要に応じて、全道・全国教育長会議等を通じまして、国に定数等の要望もしてるところでございます。

次に、学校におけます信頼関係についてで

ございますが、学校教育は、教師と児童・生徒の信頼関係によって成り立ち、また、それを生み出すのは、教師相互の信頼関係であると考えてます。学校は校長がリーダーシップを発揮し、教職員一丸となって学校教育目標を達成するため、協力・共同して教育活動を推進していくことが重要であり、今後においても校長会等でさまざまな機会を通じて、そのような取り組みについて指導してまいりたいと思います。

次に、国旗・国歌の適正な実施についてでありますけども、教育は、基本的にも教職員と児童・生徒の愛情と信頼によって成り立つものでございまして、その基盤となるものは、教職員相互の信頼関係であると考え、国旗・国歌が適切に実施されますよう努めてまいりたいと考えています。

次に、児童・生徒の内心についてですけども、学習指導要領は、各教科の目標、内容について大綱的基準を定め、法律の定める教育の実現を図り、教育の機会均等と学校教育の推進を維持することとされております。その内容に従って、適切に指導を進めていくことが必要であり、国旗・国歌の指導につきましては、児童・生徒の内心にまで立ち入って強制しようというものではなく、教育上の配慮のもと、適切に指導すべきものと、このように考えております。

次に、東栄小学校の配置見直しに係る話し合いですけども、6月の14日に東小学校の教職員の皆さんと説明会をしています。皆さんからは、これまでの経過、今後のスケジュールについて説明を行い、東栄小学校との交流等に関する取り組みについて、質問・意見

等が出されたところでございます。

●議長内馬場克康君 米田議員の本件に関する発言はすでに3回におよびましたが、会議規則第56条ただし書きの規定によりまして、特に発言を許します。

8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員 ありがとうございます。4回目の質問はしません。ちょっと要望だけ申し上げたいと思います。

調査の件はいろいろ考え方を申し上げましたが、なかなかそのことについてはね、同じ立場に立つというふうにならないということは残念です。一番良かったのは、さっき申し上げましたが、美唄ではこういう調査はやらないという、ガードを張って跳ね返してもらえば1番良かった。だから、177もまちがあるわけですから、1つぐらいそういうところがあったらいいかなというふうに思いました。ただ、その実施に当たって、いろいろ考えられたということについては、調査にかかわって具体的なトラブルというのは特に私も聞いておりませんから、その点はよかったというふうに思いますが、ぜひこういう事が2度、3度と行われるようなことにならないように、いろいろな意見反映する場面では反映をしてもらいたいというふうに考えます。

それから、労働組合ですね。教職員の組合の問題については、これはいろいろあります。だから、言うこともいろいろあるんですけども、私は教育委員会自体が、労働組合というのはごく当然の活動であるという認識をお持ちになってらっしゃるわけだから、そういう対応をしっかりと、個々の先生と対応することはないわけですから、教育委員会は

組合の役員と対応するわけですから、その辺で、そういう姿勢をきっちりと見せていただくということ、これが何より大事ではないかというふうに考えましたので、改めて申し上げることではないかもしれませんが、申し上げておきたいということです。

それから、旗・歌の問題はね、いつもその論議がかみ合わないんです。子どもの内心に関して、最後に教育長おっしゃった、内心にまで立ち入って指導するものではないと。だから、強制ではない、強制はしないということになればね、内心に立ち入ることにならないんですよ。だから、強制しないで、うまく指導するという工夫をお考えになったらいいんじゃないでしょうかね。だから、私から強制だと言われてるうちはだめですよ。それは、子どもの内心を抑えつけることになるんです。ぜひ、それはお考えいただきたい。難しいですよ。私には思いつきません。でも、賢明な教育委員会の皆さんであれば、そういううまく方法を考えるかもしれない。期待をしたい。

以上です。ありがとうございました。

●議長内馬場克康君 以上で一般質問を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第3、議案第58号平成22年度美唄市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました議案第58号平成22年度美唄市一般会計補正予算（第2号）、について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の予算総額にそれぞれ178万5,000円を増額補正し、補正後の予算総額を160億5,044万9,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、民生費に地域の特性を生かした子育てネットワークの構築を図るため、子育て支援サポーターの育成等を行う子育て子育て力総合対策事業に要する経費を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金を増額補正し、財源対応をいたしました。

なお、本件の追加提案に至った経過であります。本年3月、国に児童環境づくり基盤整備事業補助金の申請をしておりましたが、去る6月14日に正式内示がありましたので、追加提案させていただくものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第58号は大綱質疑にとどめ、先に設置いたしました予算審査特別委員会に付託のうえ、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第58号について大綱質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第58号は予算審査特別委員

会に付託のうえ審査することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 5 時 10 分 散会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____